

参考資料

(目次)

①社会実験の概要

②社会実験期間中の実績

1) オープンカフェ利用（長期契約）

2) イベント利用（短期利用）

③河川敷地占用許可準則の一部改正について

④都市・地域再生等利用区域指定予定図等

1) 都市・地域再生等利用区域指定予定図

2) 周辺公共施設等配置図（都市・地域再生等利用区域以外）

⑤堀川納屋橋地区オープンカフェ使用申込書等

1) 堀川納屋橋地区オープンカフェ使用申込書

2) 堀川納屋橋地区オープンカフェ使用契約書（ひな型）

※いずれも社会実験期間中に使用していたもので、本格実施にあたり内容変更の可能性あり

⑥堀川納屋橋地区河川区域使用要項等

1) 堀川納屋橋地区河川区域使用要項（イベント利用）

2) 堀川納屋橋地区イベント使用申込書

3) 堀川納屋橋の水辺でイベントをしませんか？リーフレット

※いずれも社会実験期間中に使用していたもので、本格実施にあたり内容変更の可能性あり

⑦使用料の使途について

⑧河川占用申請事務

1) 河川法抜粋：第24条（土地の占用の許可）、第26条（工作物の新築等の許可）、第32条（流水占用料等の徴収等）

2) 河川占用等の手続き

⑨愛知県流水占用料等徴収条例

①社会実験の概要

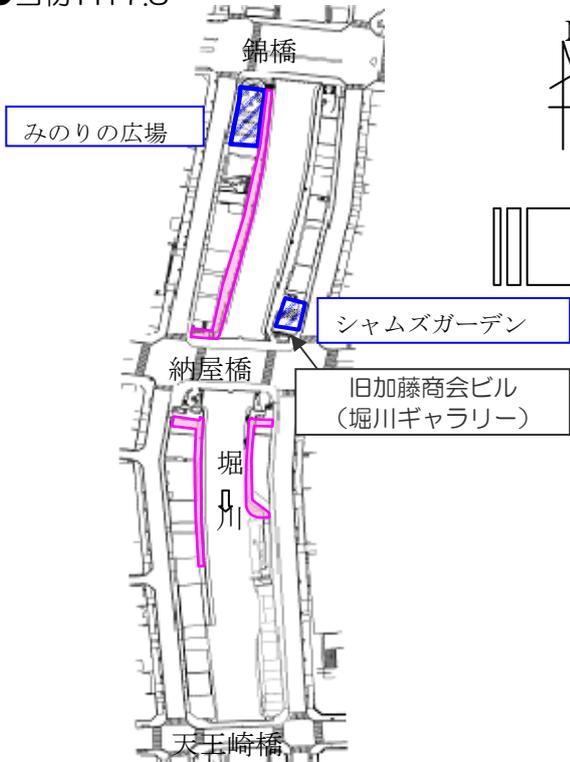
1 事業のはじまり

堀川納屋橋地区の河川敷地を有効に活用し、より一層うるおいと活気に満ちた水辺空間を創出し、賑わい創出や魅力あるまちづくりをすすめていくために、平成17年2月に本協議会が結成され、同年3月から(財)名古屋建設事業サービス財団が敷地占用を行い社会実験が開始された。

2 社会実験の期間と区域の指定

期 間	区 域
当初 平成17年3月11日～ 平成20年3月31日	当初 1,687.2㎡ H18.9 2,215.6㎡
延伸 平成20年4月1日～ 平成23年3月31日	H20.4 2,306.6㎡ H22.3 2,689.8㎡ H23.3 3,135.6㎡
本格実施に向けた移行期間 平成23年4月1日～ 平成24年3月31日	H23.4 3,135.6㎡ ※当初から約2倍に増加

●当初 H17.3



●現在



イベント使用ができる区域・設備

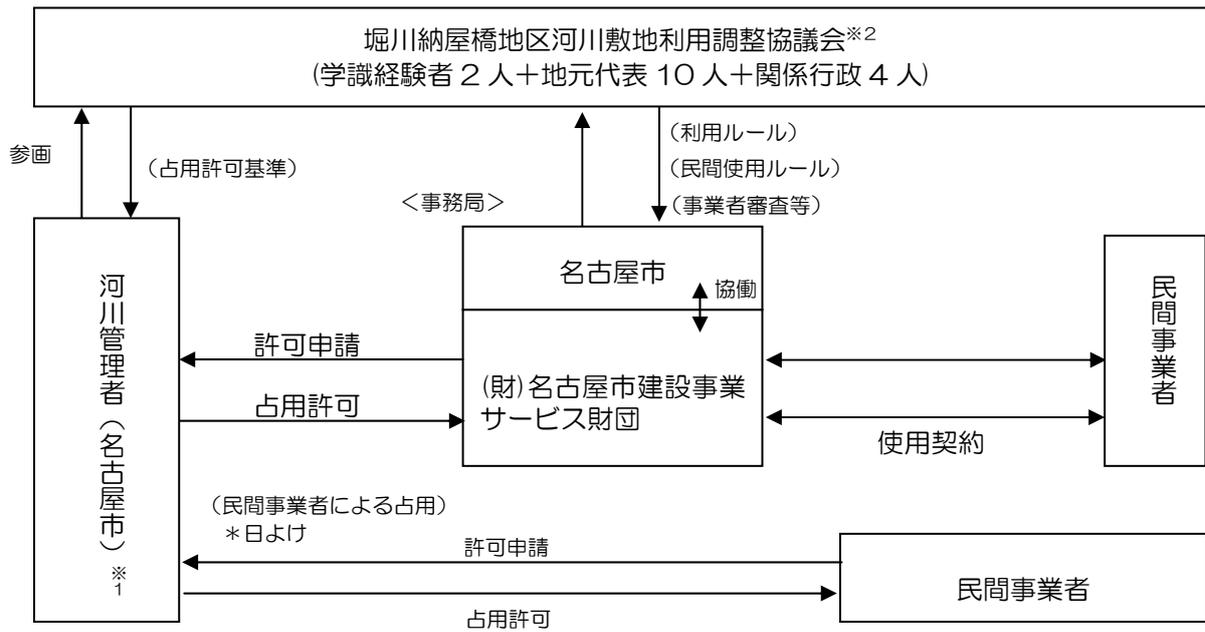
- 広場
- 電源設備(20A)

- 遊歩道
- ※ 長期の使用契約をしていない箇所に限る。

3 社会実験の経緯

年度	日付	内 容
15	H16.3.23	河川敷地占用許可準則 国土交通省事務次官通達
16	10.19	堀川納屋橋地区活性化懇談会（地元懇談会）
	H17.1.21	国土交通省河川局長 区域指定
	2.1	第1回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	2.17	地元説明会
	2.23	第2回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	3.11	占用許可
	3.16	使用契約締結（4店舗と契約）
17	4.25	使用契約締結（1店舗の契約追加）
	12.5	第3回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	H18.3.23	第4回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
18	4.1	河川敷地 使用契約締結（4店舗と継続契約）
	9.20	管理用通路竣工による占用区域の拡大
	9.29	地元説明会
	11.9	使用契約締結（1店舗の新規契約）
	12.8	第5回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	H19.3.28	第6回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
19	4.1	使用契約締結（5店舗と継続契約）
	7.4	第7回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	9.4	第8回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	9.14	使用契約締結（公募による出店。1事業者）
	H20.3.26	第9回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
20	4.1	占用許可（～H23.3.31）、使用契約締結（4店舗と継続契約）
	12.22	第10回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	H21.1.28	河川敷地占用許可準則一部改正 国土交通省事務次官通達
	3.23	第11回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	3.31	使用契約締結（1店舗の契約追加）
21	4.1	使用契約締結（2店舗と継続契約）
	11.6	第12回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	H22.2.5	にぎわいづくり意見交換会
	3.24	第13回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	3.31	管理用通路竣工による占用区域の拡大
22	4.1	使用契約締結（2店舗と継続契約）
	8.24	使用契約締結（1店舗と契約追加）
	9.23	使用契約締結（1店舗と契約追加：現在合計4店舗）
	10.13	第14回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	H23.3.1	第15回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会
	3.25	管理用通路等竣工による占用区域の拡大
23	4.1	使用契約締結（4店舗と継続契約：現在合計4店舗）
	10.24	第16回 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会

4 実施体制



※1 ～H19.3.31 愛知県

※2 堀川納屋橋地区河川敷地利用調整協議会

- ・目的 河川空間の適正な利用と民間使用に係る公平性を確保する。
- ・構成メンバー 学識経験者＋関係行政機関＋地元代表
- ・役割
 - ① 河川敷地の公平かつ適正な利用とその管理運営を実現するため、河川敷地の利用についての調整を行うとともに、公正・中立な立場からの河川敷地における利用ルールを作成する。
 - ② 公募等の事業者について、審査・選定する。
 - ③ 民間事業者による占有に関して、許可判定基準を検討・作成する。
 - ④ 公益法人の活動について、監督・指導を行う。
 - ⑤ 社会実験として実施する新たな利用形態や管理運営の枠組みについて、その効果や問題点について把握し、改善策について検討する。

5 使用契約の流れ

占用施設の適正な管理を行うため、社会実験区域の河川占用を名古屋市が全額出捐する（財）名古屋市建設事業サービス財団が受けている。

使用にあたっては、民間事業者と同財団間で「堀川納屋橋地区オープンカフェ使用契約書」による契約締結またはイベント主催者からの「堀川納屋橋地区イベント使用申込書」に対する使用承諾をし、同財団と名古屋市において使用状況を確認している。

なお、契約締結または承諾使用契約を締結した場合は、河川占用者である（財）名古屋市建設事業サービス財団から河川管理者へ随時報告を行っている。

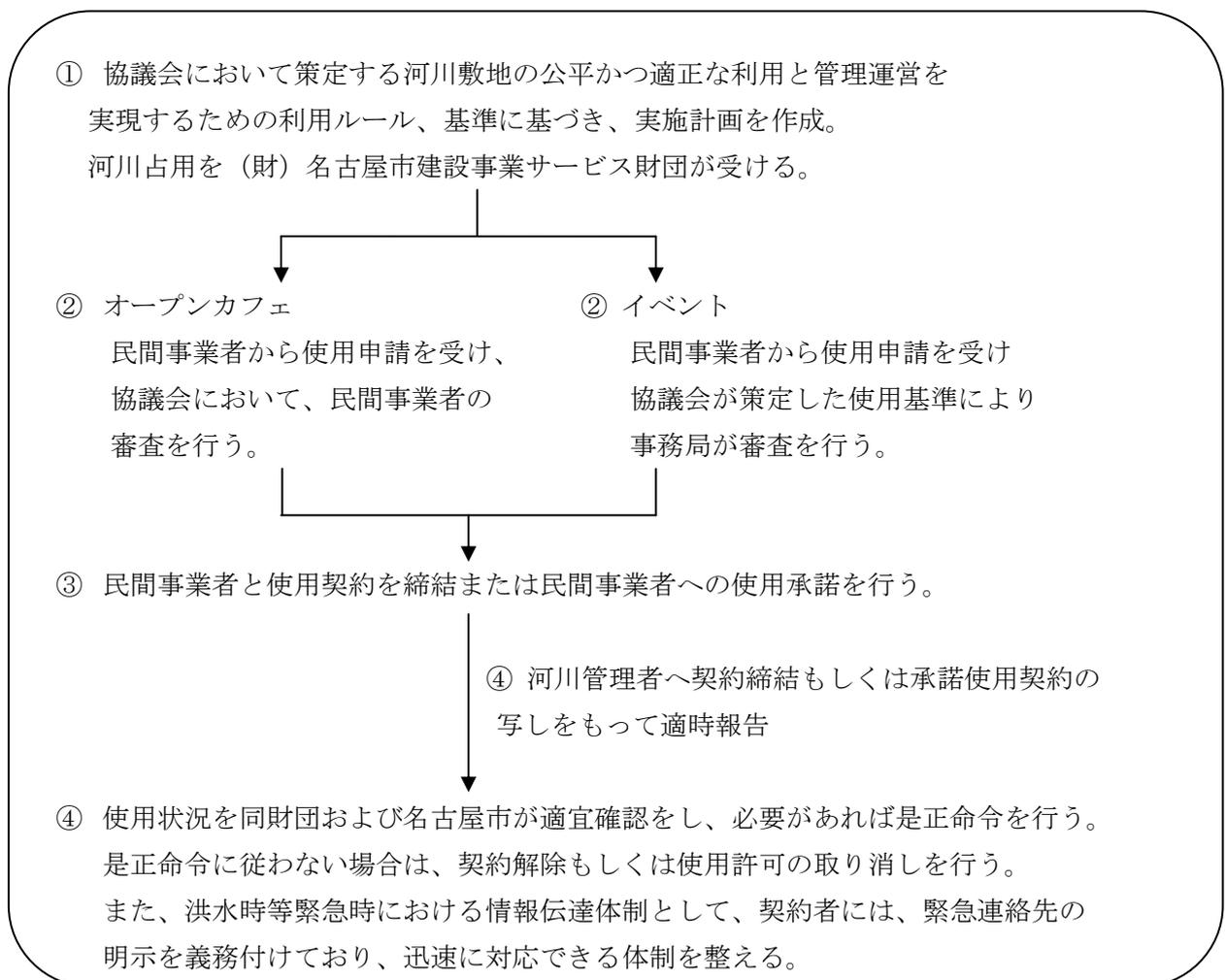


図3 契約の流れ

6 利用形態

主に地先事業者オープンカフェとして使用してもらうための「長期利用」と市民団体等による堀川再生啓発イベントなどを実施してもらうための「短期利用」により社会実験区域を活用してきた。

長期利用については、地先が限定されることなどから、契約者数の増加傾向は認められないが、短期利用については増加傾向を示している。

1) 長期利用（オープンカフェ使用契約）

<利用区域> 遊歩道（間口の範囲内）

<期間> 1年

<条件等> 移動可能な簡易な施設とする。

一般通行に支障を及ぼさない。

営業時間外は撤去する。など、一定の条件を課している。

<使用料> 8円/日・㎡

2) 短期利用（イベント使用承認）

<利用区域> 遊歩道 広場 *ただしオープンカフェ使用区域を除く

<期間> 原則1週間以内

<条件等> 使用用途及び用途別に主催者、利用可能時間などを下表のとおり定めている。

	使用用途	主催者	使用時間	使用条件・許可内容等
①	商店街主催の 販売促進イベント	中区・中村区 内の商店街	午前6時 から	*飲食物の有償提供、物販もイベントの一部として認める
②	芸術、文化的 イベント	限定しない	午後9時 まで	*参加無料であること *主催者による飲食物の有償提供、物販もイベントの一部として認める
③	地域住民主催の イベント	周辺学区の住 民団体		*主催者による飲食物の有償提供、物販もイベントの一部として認める
④	地域店舗等による 休憩施設の設置	納屋橋周辺の 店舗事業者等	店舗等の 営業時間 内	*①～③の使用を優先する *テーブル、イス、パラソルなど移動容易な施設であること、及び毎日片付けること *誰でも休憩できることを明示すること *飲食物の有償提供、物販も一部認める *店名・メニュー等の掲示は、提供又は販売場所の直近に限り認める

（禁止事項） 一般歩行者等の通行を妨げる行為

営利のみを目的とする行為

物販、飲食物の提供行為のみを目的とする行為

周辺住民や利用者等に迷惑をかける行為

施設や設備に損傷を与える行為

焚き火等の危険行為

<使用料>

	名 称	使用面積(m ²)	電源 設備	使用料 (円/日)	
				敷地のみ	敷地と電源
R	リバーウォーク	—	無	使用面積×8	—
A	みのりの広場	約300	有	2,400	2,500
B	天王崎橋上流右岸広場	約110	無	880	—
C	錦橋下流左岸広場	約 20	無	160	—
D	シャムズガーデン	約150	有	1,200	1,300
E	納屋橋ゆめ広場	約130	有	2,800	2,900

(備考) 1.使用面積は広場の全体面積からスロープ・階段等の面積を除く。

2.A~Eについては、使用する時間が6時間未満の場合は半額。

3.主たる目的が営利でないと認められる場合は、使用料を免除。

(営利目的と判断される例：営利団体が広告や物販により、利益を得る場合など)

<その他> イベント以外にも修景美化、休憩施設での利用あり。

②社会実験期間中の実績

1 オープンカフェ利用（長期契約）

(1)地先利用型

- ①使用料 8円/㎡・日（原則1年契約）
- ②使用面積 延長（店舗間口を上限）× 幅（有効幅員2mの通路を確保した残りを上限）
- ③利用形態 テーブル、イス、パラソル、ワゴンなど容易に移動なものを設置。

(2)公募

- ①公募期間 平成19年7月23日～8月31日
- ②使用面積 70.00㎡
- ③営業業種 物販に限る。
- ④使用料 560円/使用日（出店はイベント区域の使用日に限る。）
- ⑤応募資格 個人・法人・各種団体（単独での応募・営業とする。）
- ⑥審査 申込書をもとに河川敷地利用調整協議会で行う。

	屋号（よみがな）	経営者・契約者	面積 (㎡)	契約期間	使用料
1	ななやコロニアル	(有)ピオーネ	13.0	H17.3.19～H22.3.31	191,256
2	CHAINA5°	(株)かぶらやグループ	20.0	H17.3.19～H21.3.31	235,840
3	DRAEMON	ジャパン興業(株)	24.0	H17.3.19～H21.3.31	283,008
4	納屋橋環境劇場 <small>堀川納屋橋地区にぎわいづくり事業</small>	(有)神谷デザイン事務所	27.0	H17.3.19～9.25	41,256
5	高山額縁店	(株)高山額縁店	7.0	H17.5.1～H24.3.31	138,003
6	炭火焼鳥の備屋	平野克樹	2.0	H18.11.2～H20.3.31	7,968
7 公募	キューブス	(株)キューブス	70.0	H19.9.14～H20.3.31	560 (1日分)
8	ほとりす →moitie moitie	(株)フォレストノート →(株)オー・ド・ヴィー	30.1	H21.3.31～H24.3.31	264,032
9	レアレアハレ	(株)レアレアハレイ	25.7	H22.8.5～H24.3.31	124,387
10	猿カフェ	(株)SARU	16.0	H22.9.23～H24.3.31	71,168

2 イベント利用（短期利用） 平成 23 年 10 月末現在まで

年度・番号	実施日	イベント等名称	主催者	場所*1	使用料	
17 年度	1	H17.5.21~22	堀川ギャラリー企画展 イベント	名古屋市	D	全免*2
	2	H17.5.28~29	堀川ギャラリー企画展 イベント	名古屋市	D	全免
	3	H17.7.1	アマチュアバンド コンサート	キューブス	D	1,200
	4	H17.7.30	市邨学園プラスバンド 演奏	市邨学園堀川を清流にする 実行委員会	D	全免
	5	H17.7.22	堀川七橋物語の朗読と 解説	堀川文化を伝える会	D	全免
	6	H17.7.28~29	第3回堀川ウォーター マジックフェスティバル	同実行委員会	D	全免
	7	H17.10.15	市邨学園プラスバンド 演奏	市邨学園堀川を清流にする 実行委員会	D	全免
19 年度	8	H19.5.9~29 うちイベント6日	堀川フラワー フェスティバル 2007	同実行委員会	ACD	全免
	9	H19.7.20~9.2 うち21日間	休憩施設の設置	サイアムガーデン	D	20,400
	10	H19.9.21~22	第5回堀川ウォーター マジックフェスティバル	同実行委員会	ACD	全免
20 年度	11	H20.4.14~5.25	堀川フラワー フェスティバル 2008	同実行委員会	RACD	全免
	12	H20.5.26 ~ 12.25	花による美化	NPO ゴンドラと堀川水辺 を守る会	D	全免
	13	H20.7.22~8.2 うち34日間	休憩施設の設置	サイアムガーデン	D	20,400
	14	H20.8.30~31	堀川スター フェスティバル	同実行委員会	RACD	全免
	15	H20.9.17~20	第6回堀川ウォーター マジックフェスティバル	同実行委員会	RACD	全免
	16	H20.12.26 ~H21.3.31	花による美化	NPO ゴンドラと堀川水辺 を守る会	D	全免
	17	H20.12.10~25 うちイベント1日	イルミネーションの 設置とイベント	NPO ゴンドラと堀川水辺 を守る会	D	全免
	18	H21.4.13~6.5 うちイベント11日	堀川フラワー フェスティバル 2009	同実行委員会	RACD	全免
21 年度	19	H21.5.1~5.10	休憩施設の設置	サイアムガーデン	D	6,000
	20	H21.6.1~12.31	花による美化	NPO ゴンドラと堀川水辺 を守る会	D	全免
	21	H21.7.24~8.29 うち12日間	休憩施設の設置	サイアムガーデン	D	7,200
	22	H21.8.2~8.4 うちイベント1日	堀川スター フェスティバル 2009	同実行委員会	RACD	全免
	23	H21.9.26	堀川川施餓鬼	沢井 鈴一	D	全免

	24	H21.10.8~10	第7回堀川ウォーター マジックフェスティバル	同実行委員会	RACD	全免
	25	H21.11.13 ~H22.3.20 うちイベント10日	ほりかわ楽市楽座 (上下水道局上下流交流モデル事業)	NPO 市民まちづくり 風の会	D	全免
	26	H22.1.1~3.31	花による美化	NPO ゴンドラと堀川水辺 を守る会	D	全免
22 年度	27	H22.4.1~15	花による美化	NPO ゴンドラと堀川水辺 を守る会	D	全免
	28	H22.4.16 ~H23.3.18 うちイベント12日	ほりかわ楽市楽座	NPO 市民まちづくり 風の会	D	全免
	29	H22.4.17~6.7 うちイベント6日	堀川フラワー フェスティバル2010	同実行委員会	RACD	全免
	30	H22.6.8~9.15	花による美化	NPO ゴンドラと堀川水辺 を守る会	D	全免
	31	H22.8.1	夏イチ夜イチ	同実行委員会	RA	全免
	32	H22.8.8	堀川スター フェスティバル2010	同実行委員会	RACD	全免
	33	H22.8.29	堀川エコロボット コンテスト	名古屋堀川ライオンズクラ ブ 名古屋工業大学	RA	全免
	34	H22.9.16~11.3	秋の堀川花盛り	堀川ウォーターマジックフ ェスティバル実行委員会	RAD	全免
	35	H22.9.23	夏イチ夜イチ	同実行委員会	RA	全免
22 年度	36	H22.10.10~12	堀川ポート フェスティバル	公益社団法人 名古屋青年会議所	RABC D	全免
	37	H22.10.21~23	第8回堀川ウォーター マジックフェスティバル	同実行委員会	RACD	全免
	38	H22.11.4~ H23.3.31	花による美化	名古屋堀川ライオンズク ラブ	D	全免
	39	H22.11.25	なやばし夜イチ	同実行委員会	A	全免
	40	H22.12.22~23	なやばし夜イチ	同実行委員会	RA	全免
	41	H23.1.26~3.26 うち4日間	なやばし夜イチ	同実行委員会	RAD	全免
	42	H23.3.26	中区・地域絆づくり支援 事業[わが街お宝探検隊]	広小路セントラルエリア 活性化協議会	E	全免
23 年度	43	H23.4.13~5.12 うちイベント6日	堀川フラワーフェスティバル ハンギングバスケット の作成会及び開催準備	同実行委員会	RAD	全免
	44	H23.4.22	なやばし夜イチ	同実行委員会	RAD	全免
	45	H23.5.5	JAPANESE FOLKEY FESTIVAL 2011	大島 圭太	E	全免
	46	H23.5.13~31	堀川フラワー フェスティバル2011	同実行委員会	RAD	全免

47	H23.5.27	なやばし夜イチ	同実行委員会	RAD	全免
48	H23.6.24~25	なやばし夜イチ	同実行委員会	RAD	全免
49	H23.7.22	なやばし夜イチ	同実行委員会	RA	全免
50	H23.8.21	堀川エコロボットコンテスト	堀川ライオンズクラブ	RDE	全免
51	H23.8.24-H23.8.26	なやばし夜イチ	同実行委員会	RA	全免
52	H23.9.22-H23.9.24	なやばし夜イチ	同実行委員会	RAD	20,520
53	H23.9.30-H23.10.1	堀川いこまい祭り	公益社団法人名古屋青年会議所	RAD	全免
54	H23.10.1	モアチェモアチェオープニングイベント	(株)オー・ド・ヴィー モアチェモアチェ	R	492
55	H23.10.8-10.22	堀川ウォーターマジックフェスティバル	同実行委員会	RD	全免
56	H23.10.9-H24.3.25 (第2、第4日曜日)	ほりかわ楽市楽座	特定非営利活動法人 日本文化を守る会 武家の里	D	全免
57	H23.10.27-H23.10.28	なやばし夜イチ	同実行委員会	RAD	全免
合計	イベント 45 件、休憩施設 5 件、修景美化のみ 7 件 使用日 1349 日 (のべ 1943 日・箇所)				

(備考) 網かけは中止になったイベント等。平成 18 年度は、市有地でイベントを開催。

※1 場所の凡例

	名 称
R	リバーウォーク
A	みのりの広場
B	天王崎橋上流右岸広場
C	錦橋下流左岸広場
D	シャムズガーデン
E	納屋橋ゆめ広場

※2 全免とは全額免除のこと

③河川敷地占用許可準則の一部改正について

国河政第135号
平成23年3月8日

各地方整備局長
北海道開発局長
沖縄総合事務局長
各都道府県知事
札幌市長
仙台市長
千葉市長
横浜市長
静岡市長
浜松市長
名古屋市長
大阪市長
大塚市長
岡山市長 あて

国土交通事務次官

河川敷地占用許可準則の一部改正について

標記については、平成11年8月5日建設省河政発第67号をもって通達したところであるが、この度、平成22年5月17日に策定された国土交通省成長戦略を踏まえ、別紙のとおり、河川敷地占用許可準則の一部を改正したので通知する。

別 紙

河川敷地占用許可準則の一部を次のとおり改正する。

第二に次の一項を加える。

- 4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。

第六第二号中「日本道路公団」を「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に改める。

第十八第3項中「条件等」を「条件」に改める。

第二十一中「許可条件をいう。」の右に「以下同じ。」を、「河川管理者」の右に「又は河川監理員」を加え、「措置する」を「法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をする」に改める。

第三章の次に次の一章を加える。

第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例 (都市・地域再生等利用区域の指定等)

第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。

- 2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占有の方針（以下「都市・地域再生等占有方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。
- 3 都市・地域再生等占有方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占有の許可を受けることができる施設及びその許可方針を定めるものとする。

一 広場

二 イベント施設

三 遊歩道

四 船着場

五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）

六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等

七 日よけ

- 八 船上食事施設
 - 九 突出看板
 - 十 川床
 - 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。）
- 4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。
- 一 第六に掲げる占用主体
 - 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの
 - 三 営業活動を行う事業者等
- 5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あらかじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならない。
- 6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならない。
- 7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。
- （都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可）
- 第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第1項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占用主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占用方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。
- （占有の許可の期間）
- 第二十四 占有の許可の期間は、第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあっては十年以内、同項第二号及び第三号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあっては三年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。
- （占有者以外の施設利用）
- 第二十五 第二十二第4項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあっては、その占有施設を営業活動を行う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二第3項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下この章において同じ。）をさせることができるものとする。
- 2 河川管理者は、前項の規定により第二十二第4項第一号に掲げる者に対して、施設使用者に占有施設の使用をさせることを含む占有を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
- 一 施設使用者に占有施設の使用をさせる場合には、使用契約を締結し、当該施設使

- 用者を適切に指導監督すること。
- 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、創出を図るための費用に充てること。
 - 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回以上で河川管理者が定める回数報告すること。
- 3 第1項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二十二第4項第一号に掲げる者（以下「公的占用者」という。）が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならない。
- 4 公的占用者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用の具体的内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。
- 一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。
 - 二 施設使用者は、公的占用者の指導監督に服すること。
 - 三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。
 - 四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占用者の意思表示により契約を解除できること。
- 5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。
- 一 公的占用者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。
 - 二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。
- （通則の適用）
- 第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。

附 則

- 1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成16年3月23日付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。
- 3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

河川敷地占用許可準則新旧対照表

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。</p> <p>2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。</p> <p>3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。</p> <p>4 この準則において「河川管理者」とは、法第9条第1項、第2項及び第5項、第10条第1項及び第2項並びに第11条第3項の規定により法第24条の許可を行う者をいう。</p> <p style="text-align: right;">(占用許可の手続)</p>	<p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>第一 この準則は、河川が公共用物であることにかんがみ、治水、利水及び環境に係る本来の機能が総合的かつ十分に維持され、良好な環境の保全と適正な利用が図られるよう、河川敷地の占用の許可に係る基準等を定め、地域の意向を踏まえつつ適正な河川管理を推進することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第二 この準則において「河川敷地」とは、河川法（昭和39年法律第167号。以下「法」という。）第6条第1項の河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。）をいう。</p> <p>2 この準則において「占用の許可」とは、法第24条の許可をいう。</p> <p>3 この準則において「占用施設」とは、占用の許可の目的である施設をいう。</p> <p style="text-align: right;">(占用許可の手続)</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。</p> <p>第二章 通則</p> <p>（占用許可の基本方針）</p> <p>第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認められる場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。</p> <p>4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について</p>	<p>第三 占用の許可に関する手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）に定めるところにより、適正に行なわなければならない。</p> <p>（適用除外）</p> <p>第四 この準則は、法第23条の水利使用のためにする河川敷地の占用には、適用しない。</p> <p>第二章 通則</p> <p>（占用許可の基本方針）</p> <p>第五 河川敷地の占用は、第六に規定する占用主体がその事業又は活動に必要な第七項に規定する占用施設について許可申請した場合で、第八から第十一までの基準に該当し、かつ、河川敷地の適正な利用に資すると認められるときに許可することができるものとする。</p> <p>2 前項の規定により占用の許可を行おうとする場合には、原則として、期限を定めて当該占用に係る河川敷地が存する市町村（特別区を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。</p> <p>3 前項の場合において、占用による影響が広域に及ぶこと等により必要があると認められる場合には、同項の規定による意見聴取に併せ、期限を定めて他の関係市町村又は関係都道府県の意見を聴くものとする。</p> <p>4 河川敷地の占用は、その地域における土地利用の実態を勘案して公共性の高いものを優先するものとする。また、公共性の高い事業のための占用の計画が確定し、当該占用の計画について</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>て河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があつた場合に於いては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。</p> <p>（占用主体）</p> <p>第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七号に規定する占用施設を設け、及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）</p> <p>二 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人</p> <p>三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性的のある事業又は活動を行う者</p> <p>四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者</p> <p>五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者</p>	<p>て河川管理者が知り得た場合又は河川管理者に申出があつた場合に於いては、他の者に対する占用の許可は、当該占用の計画に支障を及ぼさないようにしなければならない。</p> <p>（占用主体）</p> <p>第六 占用の許可を受けることのできる者は、次の各号に掲げるものとする。ただし、第七号に規定する占用施設を設け、及び同項第八号に規定する占用施設を設置することが必要やむを得ないと認められる非営利の愛好者団体等もそれぞれ当該占用施設について占用の許可を受けることができるものとする。</p> <p>一 国又は地方公共団体（道路管理者、都市公園管理者、下水道管理者、港湾管理者、漁港管理者、水防管理者、地方公営企業等である場合を含む。）</p> <p>二 日本道路公団、独立行政法人都市再生機構、地方公社等の特別な法律に基づき設立された法人</p> <p>三 鉄道事業者、水上公共交通を担う旅客航路事業者、ガス事業者、水道事業者、電気事業者、電気通信事業者その他の国又は地方公共団体の許認可等を受けて公益性的のある事業又は活動を行う者</p> <p>四 水防団体、公益法人その他これらに準ずる者</p> <p>五 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業を行う者又は当該事業と一体となつて行う関連事業に係る施設（以下「市街地開発事業関連施設」という。）の整備を行う者</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第一項第六号の船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）</p> <p>（占用施設）</p> <p>第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。</p> <p>一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設</p> <p>イ 公園、緑地又は広場</p> <p>ロ 運動場等のスポーツ施設</p> <p>ハ キャンプ場等のレクリエーション施設</p> <p>ニ 自転車歩行者専用道路</p> <p>ニ 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設</p> <p>イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル</p> <p>ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路</p> <p>ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設</p> <p>ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所</p> <p>ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な</p>	<p>六 河川管理者、地方公共団体等で構成する河川水面の利用調整に関する協議会等において、河川水面の利用の向上及び適正化に資すると認められた船舶係留施設等の整備を行う者（なお、第七第一項第六号の船舶上下架施設（斜路を含む。）については、当分の間、同協議会が設置されていない場合には、地元市町村の同意を得た場合とする。）</p> <p>（占用施設）</p> <p>第七 占用施設は、次の各号に規定する施設とする。</p> <p>一 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川敷地そのものを地域住民の福利厚生のために利用する施設</p> <p>イ 公園、緑地又は広場</p> <p>ロ 運動場等のスポーツ施設</p> <p>ハ キャンプ場等のレクリエーション施設</p> <p>ニ 自転車歩行者専用道路</p> <p>ニ 次のイからホまでに掲げる施設その他の公共性又は公益性のある事業又は活動のために河川敷地を利用する施設</p> <p>イ 道路又は鉄道の橋梁（鉄道の駅が設置されるものを含む。）又はトンネル</p> <p>ロ 堤防の天端又は裏小段に設置する道路</p> <p>ハ 水道管、下水道管、ガス管、電線、鉄塔、電話線、電柱、情報通信又は放送用ケーブルその他これらに類する施設</p> <p>ニ 地下に設置する下水処理場又は変電所</p> <p>ホ 公共基準点、地名標識、水位観測施設その他これらに類する施設</p> <p>三 次のイ及びロに掲げる施設その他の地域防災活動に必要な</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>施設</p> <p>イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設</p> <p>ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設</p> <p>四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設</p> <p>イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設</p> <p>ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの</p> <p>ハ 地下に設置する道路、公共駐車場</p> <p>ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）</p> <p>ホ 防犯灯</p> <p>五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設</p> <p>イ 河川教育・学習施設</p> <p>ロ 自然観察施設</p> <p>ハ 河川維持用具等倉庫</p> <p>六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設</p> <p>イ 公共的な水上交通のための船着場</p> <p>ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）</p> <p>ハ 荷揚場（通路を含む。）</p> <p>ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設</p>	<p>施設</p> <p>イ 防災用等ヘリコプター離発着場又は待機施設</p> <p>ロ 水防倉庫、防災倉庫その他水防・防災活動のために必要な施設</p> <p>四 次のイからホまでに掲げる施設その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設</p> <p>イ 遊歩道、階段、便所、休憩所、ベンチ、水飲み場、花壇等の親水施設</p> <p>ロ 河川上空の通路、テラス等の施設で病院、学校、社会福祉施設、市街地開発事業関連施設等との連結又は周辺環境整備のために設置されるもの</p> <p>ハ 地下に設置する道路、公共駐車場</p> <p>ニ 売店（周辺に商業施設が無く、地域づくりに資するものに限る。）</p> <p>ホ 防犯灯</p> <p>五 次のイからハに掲げる施設その他の河川に関する教育及び学習又は環境意識の啓発のために必要な施設</p> <p>イ 河川教育・学習施設</p> <p>ロ 自然観察施設</p> <p>ハ 河川維持用具等倉庫</p> <p>六 次のイからニまでに掲げる施設その他の河川水面の利用の向上及び適正化に資する施設</p> <p>イ 公共的な水上交通のための船着場</p> <p>ロ 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。）</p> <p>ハ 荷揚場（通路を含む。）</p> <p>ニ 港湾施設、漁港施設等の港湾又は漁港の関連施設</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設</p> <p>イ 通路又は階段</p> <p>ロ いけす</p> <p>ハ 採草放牧地</p> <p>ニ 事業場等からの排水のための施設</p> <p>八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設</p> <p>イ グライダー練習場</p> <p>ロ ラジコン飛行機滑空場</p> <p>2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。</p> <p>3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。</p> <p>(治水上又は利水上の基準)</p>	<p>七 次のイからニまでに掲げる施設その他の住民の生活又は事業のために設置が必要やむを得ないと認められる施設</p> <p>イ 通路又は階段</p> <p>ロ いけす</p> <p>ハ 採草放牧地</p> <p>ニ 事業場等からの排水のための施設</p> <p>八 次のイ及びロに掲げる施設その他の周辺環境に影響を与える施設で、市街地から遠隔にあり、かつ、公園等の他の利用が阻害されない河川敷地に立地する場合に、必要最小限の規模で設置が認められる施設</p> <p>イ グライダー練習場</p> <p>ロ ラジコン飛行機滑空場</p> <p>2 前項に規定する占用施設については、当該施設周辺の騒音の抑制及び道路交通の安全の確保上必要やむを得ないと認められる場合に限り、当該施設と一体をなす利用者のための駐車場の占用を許可することができる。この場合においては、本体施設の利用時間外及び洪水のおそれのある場合の使用の禁止、使用禁止時間帯における車両の撤去、洪水時の駐車車両の避難に係る夜間及び休日を含む情報伝達体制の整備等の許可条件を付すものとする。</p> <p>3 第1項に規定する占用施設については、必要に応じて、施設利用者のための売店を、また、第1項第六号イに規定する占用施設については、料金所、待合所、案内板等を、当該施設と一体をなす工作物としてその設置を許可することができる。</p> <p>(治水上又は利水上の基準)</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならぬ。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。</p> <p>2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。</p> <p>一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。</p> <p>三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を生じさせないものであること。</p> <p>四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的に弱い弱な場所に設置するものでないこと。</p> <p>五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。</p>	<p>第八 工作物の設置、樹木の栽植等を伴う河川敷地の占用は、治水上又は利水上の支障を生じないものでなければならぬ。この場合、占用の許可は、法第26条第1項又は第27条第1項の許可と併せて行うものとする。</p> <p>2 前項の治水上の支障に係る技術的判断基準は、次の各号に掲げるとおりとし、河川の形状等の特性を十分に踏まえて判断するものとする。ただし、法第6条第2項に規定する高規格堤防特別区域、同条第3項に規定する樹林帯区域及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第1条第2項に規定する遊水地における占用については、適用しない。</p> <p>一 河川の洪水を流下させる能力に支障を及ぼさないものであること。</p> <p>二 水位の上昇による影響が河川管理上問題のないものであること。</p> <p>三 堤防付近の流水の流速が従前と比べて著しく速くなる状況を生じさせないものであること。</p> <p>四 工作物は、原則として、河川の水衝部、計画堤防内、河川管理施設若しくは他の許可工作物付近又は地質的に弱い弱な場所に設置するものでないこと。</p> <p>五 工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、樹木の栽植に関する治水上の支障に係る技術的判断基準については、別途定める河川区域内における樹木の植樹等に係る基準（以下「植樹基準」という。）によるものとする。</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>（他の者の利用との調整等についての基準）</p> <p>第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならぬ。</p> <p>2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されているならばならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。</p> <p>（河川整備計画等との調整についての基準）</p> <p>第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の利用の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合には、当該計画に沿ったものでなければならぬ。</p> <p>2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。</p> <p>（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）</p> <p>第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならぬ。</p> <p>2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づき景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならぬ。</p>	<p>（他の者の利用との調整等についての基準）</p> <p>第九 河川敷地の占用は、他の者の河川の利用を著しく妨げないものでなければならぬ。</p> <p>2 河川敷地の占用は、必要に応じて、他の者の水面等の利用を確保するための河岸への通路又は河川管理用の通路が確保されているならばならない。また、河川敷地の利用をより一層促進するため、必要に応じて、公園等の占用施設相互の連携を図るための連絡歩道や便所、ベンチ等が確保されていなければならない。</p> <p>（河川整備計画等との調整についての基準）</p> <p>第十 河川敷地の占用は、河川整備計画その他の河川の利用の整備、保全又は利用に係る計画が定められている場合には、当該計画に沿ったものでなければならぬ。</p> <p>2 前項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、当該保全の趣旨に反する占用の許可をしてはならない。</p> <p>（土地利用状況、景観及び環境との調整についての基準）</p> <p>第十一 河川敷地の占用は、河川及びその周辺の土地利用の状況、景観その他自然的及び社会的環境を損なわず、かつ、それらと調和したものでなければならぬ。</p> <p>2 河川敷地の占用は、景観法（平成16年法律第110号）に基づき景観行政団体が景観計画に法第24条の許可の基準を定めた場合には、当該計画に定める基準に沿ったものでなければならぬ。</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>（占用の許可の期間）</p> <p>第十二 占用の許可の期間は、第七第七項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあっては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあっては三年以内で当該河川の状態、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。</p> <p>2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。</p> <p>（占用の許可の内容、条件、監督処分等）</p> <p>第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するため必要と認められる適切な内容のものとする。</p> <p>2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。</p> <p>3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。</p> <p>4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。</p>	<p>（占用の許可の期間）</p> <p>第十二 占用の許可の期間は、第七第七項第一号から第七号までに規定する占用施設に係る占用にあっては十年以内、同項第八号に規定する占用施設に係る占用にあっては三年以内で当該河川の状態、当該占用の目的及び態様等を考慮して適切なものとしなければならない。</p> <p>2 前項の許可の期間が満了したときは、当該許可は効力を失うものとする。</p> <p>（占用の許可の内容、条件、監督処分等）</p> <p>第十三 占用の許可は、当該占用の期間内に当該占用の目的を達成するため必要と認められる適切な内容のものとする。</p> <p>2 占用の許可には、水質保全、占用に伴う騒音の抑制等環境の保全上必要な条件、情報伝達体制の整備、工作物の撤去等緊急時の適切な対応を確保するために必要な条件、占用の目的を達成するために必要な維持管理に関する条件その他の河川管理上必要があると認められる条件を付すものとする。</p> <p>3 占用の許可の後、占用の許可を受けた者から報告を徴収するなどの方法により、適宜、占用の状況及び許可条件の履行状況の確認を行うものとする。</p> <p>4 占用の許可を受けた者が法又は許可条件（法第26条第1項及び第27条第1項の許可条件を含む。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、法第77条第1項に規定する是正措置の指示、法第75条第1項に規定する監督処分等の措置を、状況に応じて適正に実施するものとする。</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>（継続的な占用の許可）</p> <p>第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するため の許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するた め、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可するこ とが不適當であると認められるときは、この準則に適合するも のとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短 い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。</p> <p>（一時占用の許可）</p> <p>第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一 時的な占用の許可については、この準則によらないことができ る。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内 容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用す ることになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反す る許可をしてはならない。</p> <p>第三章 包括占用の特例</p> <p>（包括占用の許可）</p> <p>第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下 「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全 上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地につ いて、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設を設置す る場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地 方公共団体等が決定できる占用（以下「包括占用」という。）</p>	<p>（継続的な占用の許可）</p> <p>第十四 占用の許可の期間が満了した後に継続して占用するため の許可申請がなされた場合には、適正な河川管理を推進するた め、この準則に定めるところにより改めて審査するものとする。</p> <p>2 前項の場合において、従前のまま継続して占用を許可するこ とが不適當であると認められるときは、この準則に適合するも のとなるよう指導するとともに、必要に応じて、従前よりも短 い占用の期間の設定、不許可処分等の措置をとるものとする。</p> <p>（一時占用の許可）</p> <p>第十五 工事、季節的な行事又は仮設物等のための河川敷地の一 時的な占用の許可については、この準則によらないことができ る。ただし、一時的な占用の許可については、これを同一の内 容の占用について繰り返し許可することにより継続して占用す ることになるなど、この準則第六及び第七の規定の趣旨に反す る許可をしてはならない。</p> <p>第三章 包括占用の特例</p> <p>（包括占用の許可）</p> <p>第十六 地方公共団体、公益法人その他これらに準ずる者（以下 「地方公共団体等」という。）に対して、治水上、環境の保全 上等の河川管理上の支障が生じるおそれが少ない河川敷地につ いて、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設を設置す る場合に、河川敷地の具体的利用方法を占用の許可後に当該地 方公共団体等が決定できる占用（以下「包括占用」という。）</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>の許可をすることができるものとする。</p> <p>2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第十第一項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。</p> <p>（第十第一項に規定する計画等との調整）</p> <p>第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第一項に規定する計画が定められている場合においては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経た定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。</p> <p>（包括占用区域の施設設置者による利用）</p> <p>第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めたる者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該</p>	<p>の許可をすることができるものとする。</p> <p>2 包括占用の許可は、地方公共団体等の区域に存する河川敷地のうち、あらかじめ当該地方公共団体等が河川管理者と協議し、決定した区域（以下「包括占用区域」という。）を対象とするものとする。</p> <p>3 前項の場合において、第十第一項に規定する計画において保全すべきこととされている河川敷地については、原則として包括占用区域としてはならない。</p> <p>（第十第一項に規定する計画等との調整）</p> <p>第十七 包括占用区域の具体的利用方法は、第十第一項に規定する計画が定められている場合においては当該計画に沿ったものであるとともに、都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（基本的な方針を定めていない市町村にあっては、議会の議決を経た定められた当該市町村の建設に関する基本構想等）に沿ったものでなければならない。</p> <p>（包括占用区域の施設設置者による利用）</p> <p>第十八 包括占用の許可を受けた地方公共団体等は、第六に規定する者に、包括占用区域の全部又は一部を第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置を目的として使用させることができるものとする。</p> <p>2 前項の規定に基づき、地方公共団体等が包括占用区域を使用することを認めたる者（以下「施設設置者」という。）に包括占用区域を使用させる場合には、当該地方公共団体等は、包括占用区域の使用に係る契約（以下「使用契約」という。）を当該</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならぬ。</p> <p>3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。 二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。 三 第二十第一項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。 四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。 <p>（包括占用の許可の申請及び条件等）</p> <p>第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。</p> <p>2 包括占用の許可をする場合には、第十三第二項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的な利用方法を決定しなければならぬこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付すものとする。</p>	<p>施設設置者と締結するとともに、その内容を河川管理者に報告しなければならぬ。</p> <p>3 地方公共団体等は、使用契約を締結するときは、包括占用区域の使用の具体的内容（設置する占用施設の概要を含む。）、契約期間、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約の内容とするほか、次の各号に掲げる条件等を付すものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施設設置者による使用は契約の内容に従って適切に行うこと。 二 施設設置者は地方公共団体等の指導監督に服すること。 三 第二十第一項に規定する工作物の設置等の許可の状況によって契約を変更し、又は無効とすること。 四 施設設置者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、地方公共団体等の意志表示により契約を解除できること。 <p>（包括占用の許可の申請及び条件等）</p> <p>第十九 包括占用の許可申請に当たっては、第七第一項に規定する占用施設に該当する施設の設置による包括占用区域の利用を目的とするともに、第十七に規定する都市計画に関する基本的な方針等を申請書に添付するものとする。</p> <p>2 包括占用の許可をする場合には、第十三第二項に規定するもののほか、第六から第十一までの規定を十分に踏まえて具体的な利用方法を決定しなければならぬこと、施設設置者に使用させる場合には使用契約を締結し、当該施設設置者を適切に指導監督することその他の必要な条件を付すものとする。</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。</p> <p>（包括占用区域における工作物の設置等の許可）</p> <p>第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。</p> <p>2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時にを行うこともできるものとする。</p> <p>3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。</p> <p>4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。</p> <p>5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。</p> <p>6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。</p> <p>（包括占用許可に係る監督処分等）</p> <p>第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（</p>	<p>3 包括占用の許可をした場合には、当該包括占用区域及び許可の内容を適切な公示方法により周知するものとする。</p> <p>（包括占用区域における工作物の設置等の許可）</p> <p>第二十 包括占用区域において工作物の設置又は土地の掘削等若しくは樹木の栽植等を行おうとする場合には、包括占用の許可を受けた地方公共団体等又は施設設置者は、法第26条第1項又は第27条第1項に規定する許可申請を河川管理者に行わなければならない。なお、施設設置者が当該許可申請を行う場合は、地方公共団体等を経由して行うものとする。</p> <p>2 前項の許可申請は、第十九第1項の許可申請と同時にを行うこともできるものとする。</p> <p>3 第1項の許可申請に際し、治水上支障が小さいと見込まれるベンチ等の工作物の設置又は樹木の栽植については、その設置等の範囲及び上限の数を申請書及びその添付図書に記載すれば足りるものとする。</p> <p>4 前項の規定による許可申請に対して許可を行う場合には、工作物の設置又は樹木の栽植の範囲及び上限の数について条件を付するものとする。</p> <p>5 前二項に規定する樹木の栽植については、植樹基準に定めるところにより、許可するものとする。</p> <p>6 包括占用の目的に適合する駐車場、売店については、包括占用区域の中で適正な箇所に設置できるものとする。</p> <p>（包括占用許可に係る監督処分等）</p> <p>第二十一 施設設置者の包括占用区域の使用が法又は許可条件（</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。以下同じ。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者又は河川監理員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をするものとする。</p> <p>一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。</p> <p>二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。</p> <p>第四章 都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る占用の特例</p> <p>（都市・地域再生等利用区域の指定等）</p> <p>第二十二 河川管理者は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が占有することができる河川敷地の区域（以下「都市・地域再生等利用区域」という。）を指定することができる。</p> <p>2 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域を指定するときは、併せて当該都市・地域再生等利用区域における都市及び地域の再生等のために利用する施設に関する占用の方針（以下「都市・地域再生等占用方針」という。）及び当該施設の占有主体（以下「都市・地域再生等占有主体」という。）を定めるものとする。</p> <p>3 都市・地域再生等占用方針には、次に掲げる施設のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けるこ</p>	<p>法第24条、第26条第1項及び第27条第1項の許可条件をいう。）に違反している場合その他必要があると認められる場合においては、河川管理者は、次の各号に定めるところにより措置するものとする。</p> <p>一 地方公共団体等に対しては、施設設置者に対する指導監督に関する指示、包括占用の許可の取消し等の監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。</p> <p>二 施設設置者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。</p>

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>とができる施設及びその許可方針を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 広場 二 イベント施設 三 遊歩道 四 船着場 五 船舶係留施設又は船舶上下架施設（斜路を含む。） 六 前各号に掲げる施設と一体をなす飲食店、売店、オープンカフェ、広告板、広告柱、照明・音響施設、キャンプ場、バーベキュー場、切符売場、案内所、船舶修理場等 七 日よけ 八 船上食事施設 九 突出看板 十 川床 十一 その他都市及び地域の再生等のために利用する施設（これと一体をなす第六号に掲げる施設を含む。） <p>4 都市・地域再生等占用主体には、次に掲げる者のうちから、当該都市・地域再生等利用区域において占用の許可を受けることができる者を定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 第六に掲げる占用主体 二 営業活動を行う事業者等であって、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等において適切であると認められたもの 三 営業活動を行う事業者等 <p>5 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定（都市・地域再生等占用方針の策定及び都市・地域再生等占用主体の指定を含む。第7項において同じ。）をしようとするときは、あら</p>	

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>河川敷地占用許可準則（新）</p> <p>はじめ、河川管理者、地方公共団体等で構成する河川敷地の利用調整に関する協議会等の活用などにより地域の合意を図らなければならぬ。</p> <p>6 都市・地域再生等利用区域は、都市及び地域の再生等のために利用する施設が当該河川敷地を占有することにより治水上又は利水上の支障等を生じることがない区域でなければならぬ。</p> <p>7 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域の指定をしたときは、その旨を公表するものとする。</p> <p>（都市及び地域の再生等のために利用する施設の占有の許可）</p> <p>第二十三 河川管理者は、都市・地域再生等利用区域においては、第五第一項の規定にかかわらず、都市・地域再生等占有主体が占有の許可を申請した場合において、当該占有が、都市・地域再生等占有方針及び第八から第十一までの基準に該当し、かつ、都市及び地域の再生等並びに河川敷地の適正な利用に資すると認められるときには、占有の許可をすることができる。</p> <p>（占有の許可の期間）</p> <p>第二十四 占有の許可の期間は、第二十二第四項第一号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては十年以内、同項第二号及び第三号に掲げる者が都市・地域再生等占有主体となる占有にあつては三年以内で当該占有の態様等を考慮して適切なものとしなければならない。</p> <p>（占有者以外の施設利用）</p>	<p>河川敷地占用許可準則（旧）</p>

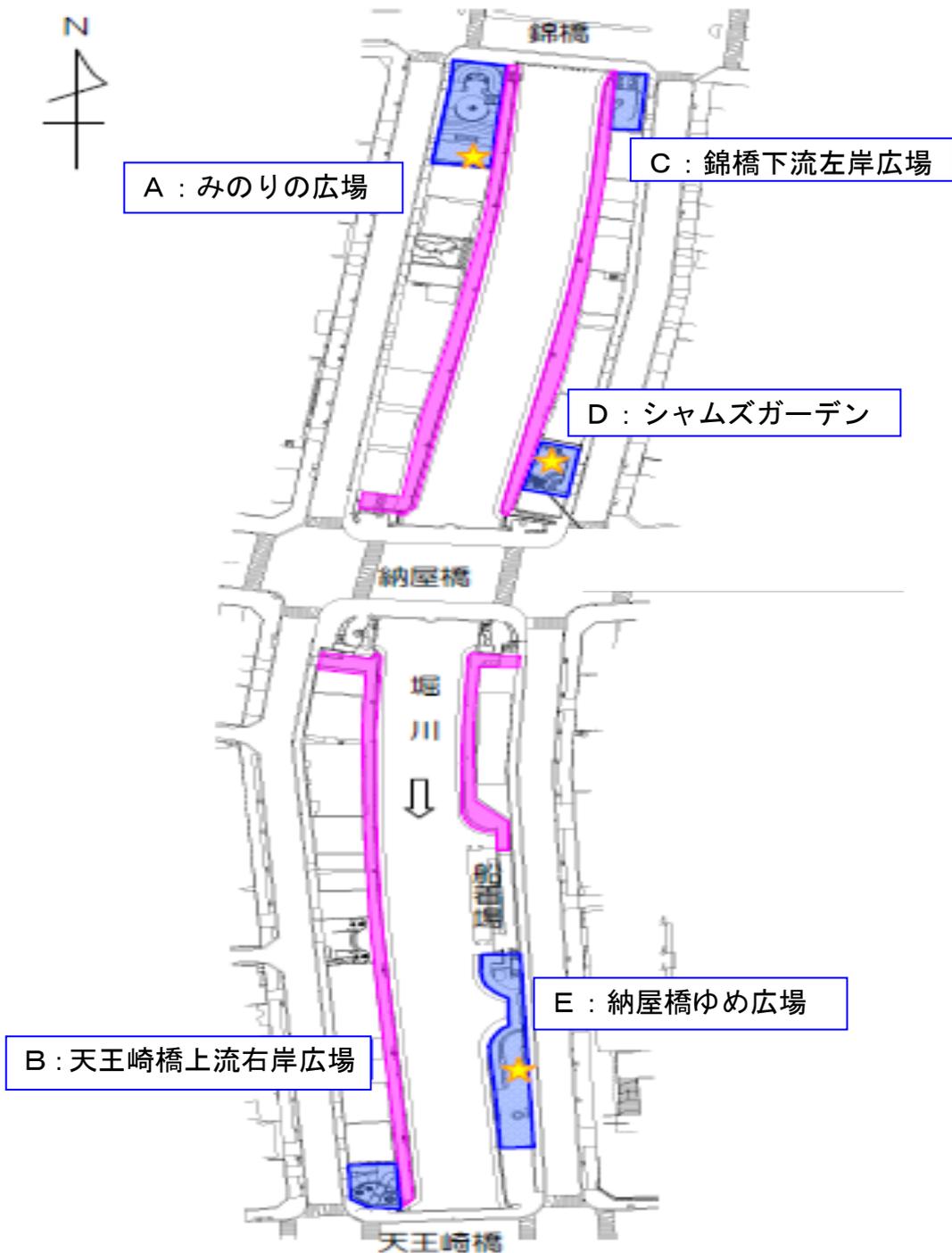
河川敷地占用許可準則（旧）	河川敷地占用許可準則（新）
	<p>第二十五 第二十二項第一号に掲げる者が都市・地域再生等 占用主体となる占用にあつては、その占用施設を営業活動を行 う事業者等（以下「施設使用者」という。）に使用（第二十二 第三項各号に掲げる施設の設置を目的とする使用を含む。以下 この章において同じ。）をさせることができるものとする。</p> <p>2 河川管理者は、前項の規定により第二十二項第一号に掲 げる者に対して、施設使用者に占用施設の使用をさせることを 含む占用を許可する場合には、次の各号に掲げる条件を付すも のとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、使用契約 を締結し、当該施設使用者を適切に指導監督すること。 二 施設使用者に占用施設の使用をさせることにより施設利用 料を得る場合には、その収入を当該占用許可を受けている河 川敷地における施設の維持管理及び良好な水辺空間の保全、 創出を図るための費用に充てること。 三 施設利用料の徴収及び活用状況を、河川管理者に、年一回 以上で河川管理者が定める回数報告すること。 <p>3 第一項の規定に基づき、第二十三の占用の許可を受けた第二 十二項第一号に掲げる者（以下「公的占有者」という。） が施設使用者に占用施設の使用をさせる場合には、当該公的占 用者は、使用契約を当該施設使用者と締結するとともに、その 内容を河川管理者に報告しなければならない。</p> <p>4 公的占有者は、使用契約を締結するときは、占用施設の使用 の具体的内容（使用する占用施設の概要を含む。）、契約期間、 施設利用料、施設の撤去に関する事項その他の必要事項を契約 の内容とするほか、次の各号に掲げる条件を付すものとする。</p>

河川敷地占用許可準則（旧）	河川敷地占用許可準則（新）
	<p>一 施設使用者による使用は、契約の内容に従って適切に行うこと。</p> <p>二 施設使用者は、公的占有者の指導監督に服すること。</p> <p>三 施設使用者が取得する工作物の設置等の許可の状況によって、契約を変更し、又は無効とすること。</p> <p>四 施設使用者による使用が関係法令若しくは契約内容に違反し、若しくは著しく不適切である場合又は河川工事その他の公益上やむを得ない必要がある場合には、公的占有者の意思表示により契約を解除できること。</p> <p>5 施設使用者による占用施設の使用が法又は許可条件に違反している場合その他必要があると認められる場合には、河川管理者又は河川監視員は、次の各号に定めるところにより法第75条又は第77条等に基づき必要な措置をすることをし、</p> <p>一 公的占有者に対しては、施設使用者に対する指導監督に関する指示、占用の許可の取消し等の監督処分等を状況に応じて適正に実施すること。</p> <p>二 施設使用者に対しては、行為の中止、工作物の除去等の指示、監督処分等を、状況に応じて適正に実施すること。</p> <p>(通則の適用) 第二十六 第五第2項から第4項まで、第十二第2項、第十三及び第十四の規定は、第二十三の規定による占用の許可について適用する。</p> <p>附 則 (経過措置)</p>
河川敷地占用許可準則（旧）	附 則 (経過措置)

河川敷地占用許可準則（新）	河川敷地占用許可準則（旧）
<p>1 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。</p> <p>2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときは、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。 （社会実験）</p> <p>3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができるものとする。</p> <p>4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。</p> <p>附 則（平成23年3月8日国河政第135号）</p> <p>1 この通達は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>2 「都市及び地域の再生等のために利用する施設に係る河川敷地占用許可準則の特例措置について」（平成16年3月23日付け国河政第98号国土交通事務次官通達。以下「特例措置通達」という。）は、廃止する。</p> <p>3 特例措置通達の廃止の際、現に特例措置通達に基づき河川局長が指定している区域における占用については、廃止前の特例措置通達は、平成24年3月31日までの間は、なおその効力を有する。</p>	<p>1 この準則の制定の際占用の許可を受けて現に存し、又は現に工事中の占用施設の一部がこの準則に適合しない場合においては、当該占用施設に対しては、当分の間、この準則は適用しない。</p> <p>2 前項に該当する占用施設について、当該占用の許可の期間が満了した後にも引き続き許可を与えようとするときは、許可申請者に対してこの準則に適合するものとなるよう努めることを指導するものとする。 （社会実験）</p> <p>3 この準則にかかわらず、社会経済状況等の変化に柔軟かつ迅速に対応して、かつ地域の特性に即してこの準則を運用することを可能にするため、別途定めるところにより、社会実験を行うことができるものとする。</p> <p>4 この実験の結果については、適切に評価を行い、その結果をこの準則に反映させるものとする。</p>

④都市・地域再生等利用区域指定予定図等

1) 都市・地域再生等利用区域指定予定図

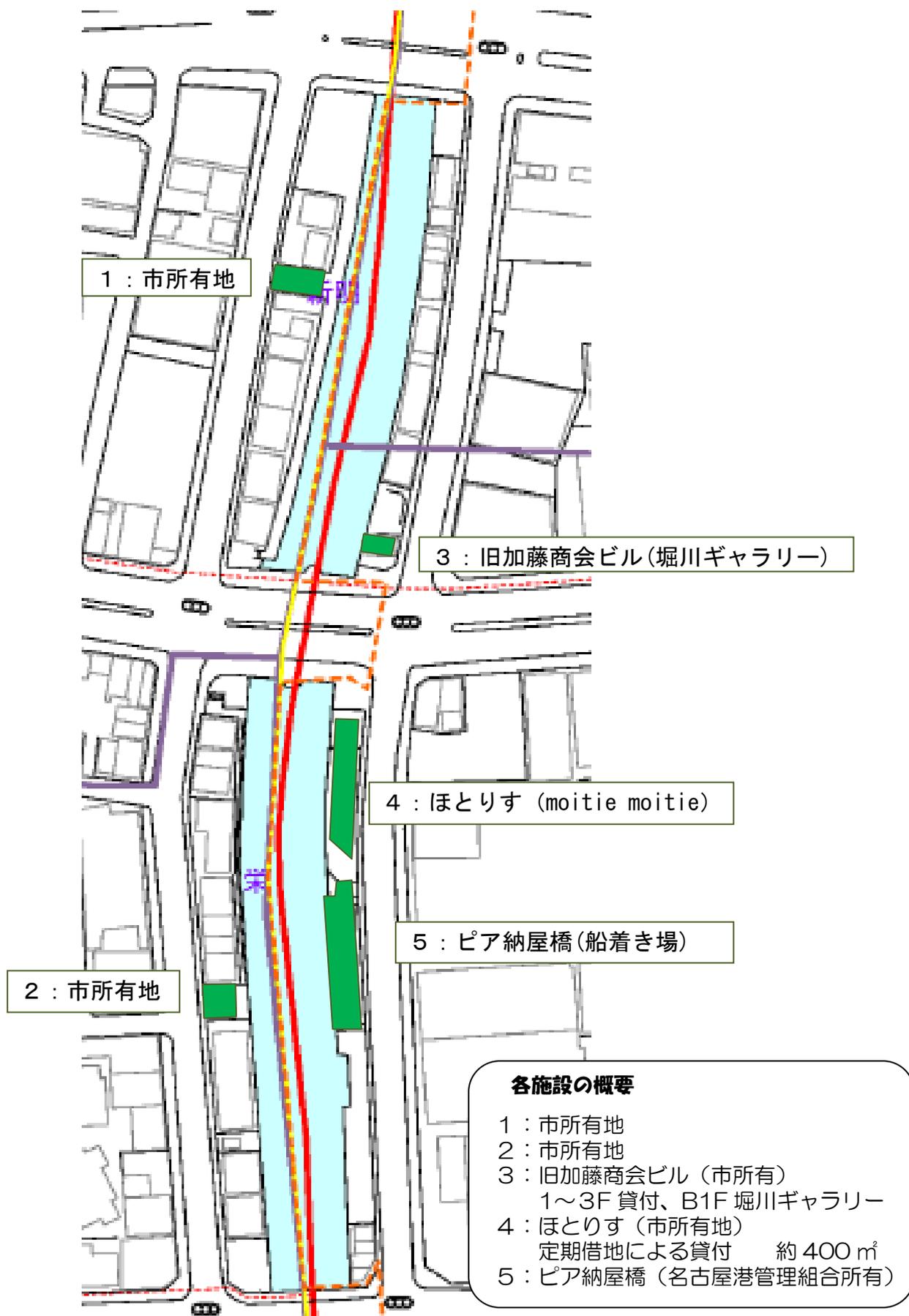


イベント使用ができる区域

- 遊歩道
幅員●～●m
※一般通行用に幅 2mの通路確保必要あり
- 電源設備(20A)

- 川沿いの親水広場
- A: みのりの広場 約 300 m²
- B: 天王崎橋上流右岸広場 約 110 m²
- C: 錦橋左岸下流広場 約 20 m²
- D: シャムズガーデン 約 150 m²
- E: 納屋橋ゆめ広場 約 350 m²

2) 周辺公共施設等配置図 (都市・地域再生等利用区域以外)



⑤堀川納屋橋地区オープンカフェ使用申込書等

1) 堀川納屋橋地区オープンカフェ使用申込書

*オープンカフェ使用申込書

<h2 style="margin: 0;">堀川納屋橋地区オープンカフェ使用申込書</h2> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">平成 年 月 日</p> <p>(あて先) 名古屋市建設事業サービス財団理事長</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">〒</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">申請者 住 所</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">フリガナ</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">氏 名</p> <p style="text-align: right; margin: 0 20px;">印</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">(連絡先) 氏名</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">TEL</p> <p style="margin-top: 20px;">オープンカフェとして次の行為をしたいので、使用契約の締結を申込します。</p>	
使用場所	別紙図面の区域
使用面積	m^2
設置施設	テーブル： 個 椅子： 個 パラソル： 個 ワゴン： 個 その他：
使用期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで (日間)
使用時間	午前・午後 時 分から 午前・午後 時 分まで
使用料	8円/日・ m^2 × 日× m^2 = 円

2) 堀川納屋橋地区オープンカフェ使用契約書（ひな型）

堀川納屋橋地区オープンカフェ使用契約書（ひな型）

財団法人名古屋市建設事業サービス財団（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、オープンカフェ等のため堀川納屋橋地区の河川区域（以下「区域」という。）の使用に関し、次のとおり使用契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則等）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、区域の使用に当たって、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、消防法（昭和23年法律第186号）その他関係法令を遵守しなければならない。

（目的）

第2条 本契約は、河川敷地をオープンカフェ等として使用することにより、うるおいと活気に満ちた水辺空間を創出することを目的とする。

（使用区域等）

第3条 乙が使用する区域（以下「使用区域」という。）は、別紙図面に示す区域●●㎡とする。

2 乙は、使用区域にテーブル、椅子、パラソルなど移動容易な施設を設置するものとする。

3 乙は、前項により施設を設置するに当たっては、周辺の景観に配慮しなければならない。

（使用期間）

第4条 使用期間は、平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日までとする。

（使用時間）

第5条 使用時間は、使用区域に接する乙の店舗等の営業時間内とし、乙は営業時間外は第3条第2項により設置する施設を撤去しなければならない。

2 乙は、前項にかかわらず、午前0時から午前7時までには使用区域を使用してはならない。

（使用料）

第6条 使用料は、●●,●●●円とし、乙は、甲の指定する期日までに甲の指定する方法により、全額を一括して支払わなければならない。

（使用に当たっての責任）

第7条 乙は、善良な管理者の注意をもって、使用区域を使用し、又は管理しなければならない。

2 乙は、本契約の目的を十分に理解し、使用区域の使用に当たっては、次の各号に留意しなければならない。

（1）使用区域外の清掃を含め、リバーウォークの利用者が利用しやすい環境の保持等に努めること。

（2）使用区域内で使用する人々に対する安全性に、十分配慮すること。

3 乙は、使用責任者その他の従業員に対しても、前2項の事項を遵守させなければならない。

（使用の中止）

第8条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用時間内であっても、速やかに使用区域の使用を中止し、第3条第2項により設置する施設を撤去しなければならない。

（1）暴風、大雨、洪水等の警報が発令されたとき及びその他の非常事態が発生したとき。

（2）河川管理行為等のため、甲より使用を中止する旨の指示があったとき。

（禁止事項）

第9条 乙は、次の各号に定める行為をしてはならない。

（1）使用区域を第2条に定める目的にそぐわない目的に使用すること。

- (2) 本契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又はその権利を担保に供すること。
- (3) 使用区域の内外を問わず、他人に迷惑になる行為、又は河川工作物等に損害を及ぼすような行為を行うこと。

(使用責任者等の報告)

第10条 乙は、次の各号の事項について定め、速やかに甲に書面により報告しなければならない。
なお、これらの事項を変更する場合も同様とする。

- (1) 使用責任者（店長、支配人等に相当する者）の氏名及び緊急時の連絡先
- (2) 緊急時の対応方法

(第三者に与えた損害)

第11条 乙は、使用区域の使用又は第3条第2項に定める施設の設置若しくは管理の瑕疵により、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えたときは、乙の責任において、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

(地震等による損害)

第12条 甲は、地震、火災、風水害、盗難その他甲の責に帰すことのできない事由によって乙の被った損害については、甲は賠償する責任を負わないものとする。

(契約の解除)

第13条 乙が本契約に基づく義務に違反した場合は、甲は、本契約を解除することができるものとする。

(規定外事項等)

第14条 本契約に定めのない事項又は本契約条項の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通保有する。

平成●●年●●月●●日

甲 名古屋市中区千代田一丁目5番8号
財団法人名古屋市建設事業サービス財団
理事長 ● ● ● ●

乙

⑥堀川納屋橋地区河川区域使用要項等

※いずれも社会実験期間中に使用していたもので、本格実施にあたり内容変更の可能性あり

1) 堀川納屋橋地区河川区域使用要項（イベント利用）

**堀川納屋橋地区
河川区域使用要項
（イベント利用）**

平成 23 年 4 月

名古屋市緑政土木局河川部河川計画課
（財）名古屋市建設事業サービス財団

堀川納屋橋の水辺でイベントをしませんか？

堀川納屋橋地区においては、平成17年3月から水辺空間を活用した賑わいの創出や魅力ある街づくりのため、河川敷地を活用したオープンカフェやイベント等が実施できるようになりました。

堀川沿いの親水広場と遊歩道でイベントを行う方を募集しています。ぜひご利用ください。



1 使用できる区域・設備と使用料

川沿いの遊歩道（長期の使用契約をしていない箇所に限る。また、一般の方が通りぬけられるよう幅2m通路をとっていただきます。）と親水広場

名 称	使用面積	電源設備	使用料（1日当り）	
			敷地のみ	敷地と電源設備
遊歩道	—	無	使用面積×8円	—
A みのりの広場	約300㎡	有	2,400円	2,500円
B 天王崎橋上流右岸広場	約110㎡	無	880円	—
C 錦橋下流左岸広場	約20㎡	無	160円	—
D シュムスガーデン	約150㎡	有	1,200円	1,300円
E 納屋橋ゆめ広場	約350㎡	有	2,800円	2,900円

*使用面積は広場全体の面積からスロープ・階段等の面積を除いたものです。

*6時間未満は半額とします。

*電源のみを使用することはできません。使用したい電源設備が設置されている広場の使用申請をしてください。

*電源設備の容量は20A（100V対応）です。容量を超える電気を必要とする場合は、主催者にてご準備ください。

*主たる目的が営利でない認められる場合は、使用料を免除します。

（営利目的と判断される例：営利団体が広告や物販により、利益を得る場合など。）

2 使用用途

以下の①～④の用途・条件で、使用することができます。

	用途	主催者	使用可能時間	条件・許可内容等
①	商店街主催の販売促進イベント	中区・中村区内の商店街	午前6時から午後9時まで	*飲食物の有償提供、物販もイベントの一部として認める
②	芸術、文化的イベント	限定しない		*参加無料であること *主催者による飲食物の有償提供、物販もイベントの一部として認める
③	地域住民主催のイベント	周辺学区の住民団体		*主催者による飲食物の有償提供、物販もイベントの一部として認める
④	地域店舗等による休憩施設の設置	納屋橋周辺の店舗事業者等	店舗等の営業時間内 ※ただし午前0時～7時までは使用不可	*①～③の使用を優先する *テーブル、イス、パラソルなど移動容易な施設であること及び毎日片付けること *誰でも休憩できることを明示すること *飲食物の有償提供、物販も一部認める *店名・メニュー等の掲示は、提供又は販売場所の直近に限り認める

*使用時間には、準備・撤去の時間を含まず。

3 使用期間

原則1週間以内の使用とします。

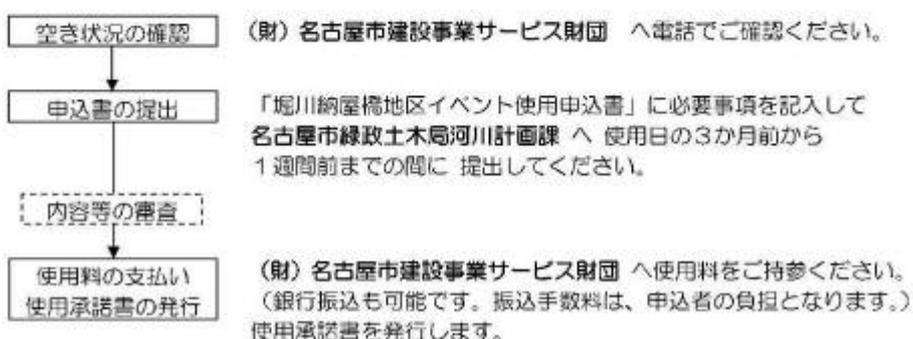
4 禁止事項

- ① 一般歩行者等の通行を妨げる行為
- ② 営利のみを目的とする行為
- ③ 物販、飲食物の提供行為のみを目的とする行為
- ④ 周辺住民や利用者等に迷惑をかける行為
- ⑤ 施設や設備に損傷を与える行為
- ⑥ 焚き火等の危険行為

5 遵守事項

- ① 施設や設備などを壊したり、なくさないようにしてください。(損害の賠償をさせていただく場合があります。)
- ② 施設や設備の使用にあたり、第三者との間で紛争が生じた場合は、主催者の責任において解決してください。
- ③ 拡声装置(アンプ・スピーカー等)を使用する場合は、適正な音量・音質とし、他の人に迷惑のかからないようにしてください。(関係法令を遵守してください。)
- ④ 来場者の整理(警備、整理、案内等)は、主催者側で行ってください。
- ⑤ 施設や設備を汚さないようにしてください。汚れた場合は清掃してください。
- ⑥ 専用駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮いただくか、周辺で駐車場を手配してください。また、来場者へも周知をお願いします。
- ⑦ 発生したゴミは主催者側で処理してください。
- ⑧ 施設の使用に伴い、周辺歩道等の通行に支障が予想される場合は、事前に警察署と相談してください。
- ⑨ 使用時間外は、設置した仮設物を撤去してください。
- ⑩ 必要な届出・申請等は、主催者側において責任を持って実施してください。

6 手続きの流れ



※ 同時に申し込みがあった場合は内容等を審査のうえで使用者を決定します。

※ 申し込み期限が過ぎた後も、利用者がいなければ先着順で受付を行いますので、ご相談ください。

<問い合わせ先>

名古屋市緑政土木局河川部河川計画課

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1-1（名古屋役所西庁舎7階）

電話：052（972）2891

FAX：052（972）4193

（財）名古屋市建設事業サービス財団総務課

〒460-0012 名古屋市中区千代田一丁目5-8（中土木事務所ビル3階）

電話：052（265）1165

FAX：052（265）1166

2) 堀川納屋橋地区イベント使用申込書

*イベント申込書（太枠内を記入してください。）

堀川納屋橋地区イベント使用申込書	
平成 年 月 日	
(あて先) 名古屋市建設事業サービス財団理事長	
〒	
申込者 住所	
氏名	
(連絡先) 氏名	
TEL	
下記のとおり使用したいので、申し込みます。 なお、使用にあたっては別紙「イベント使用に伴う条件」を守ることを誓約します。	
使用日時	平成 年 月 日 : ~ 月 日 : (合計 日間)
使用場所	別紙使用区域図のとおり 電源設備の使用：有（シャムズガーデン・みのりの広場・納屋橋ゆめ広場）・無
使用目的 (イベント名称)	
使用の概要	イベント内容： 使用対象：特定・一般 想定来場者数： 人 仮設物の設置：有（ ）・無 拡声装置の使用：有・無 ※ 企画書等があれば添付してください。
使用責任者	住所： フリガナ 氏名： 連絡先：電話
使用料	円 全額免除

<決裁欄>

上記のとおり使用を認めてよろしいか。	

5

堀川納屋橋地区イベント使用に伴う条件

使用するにあたり、下記事項を守ってください。

禁止事項

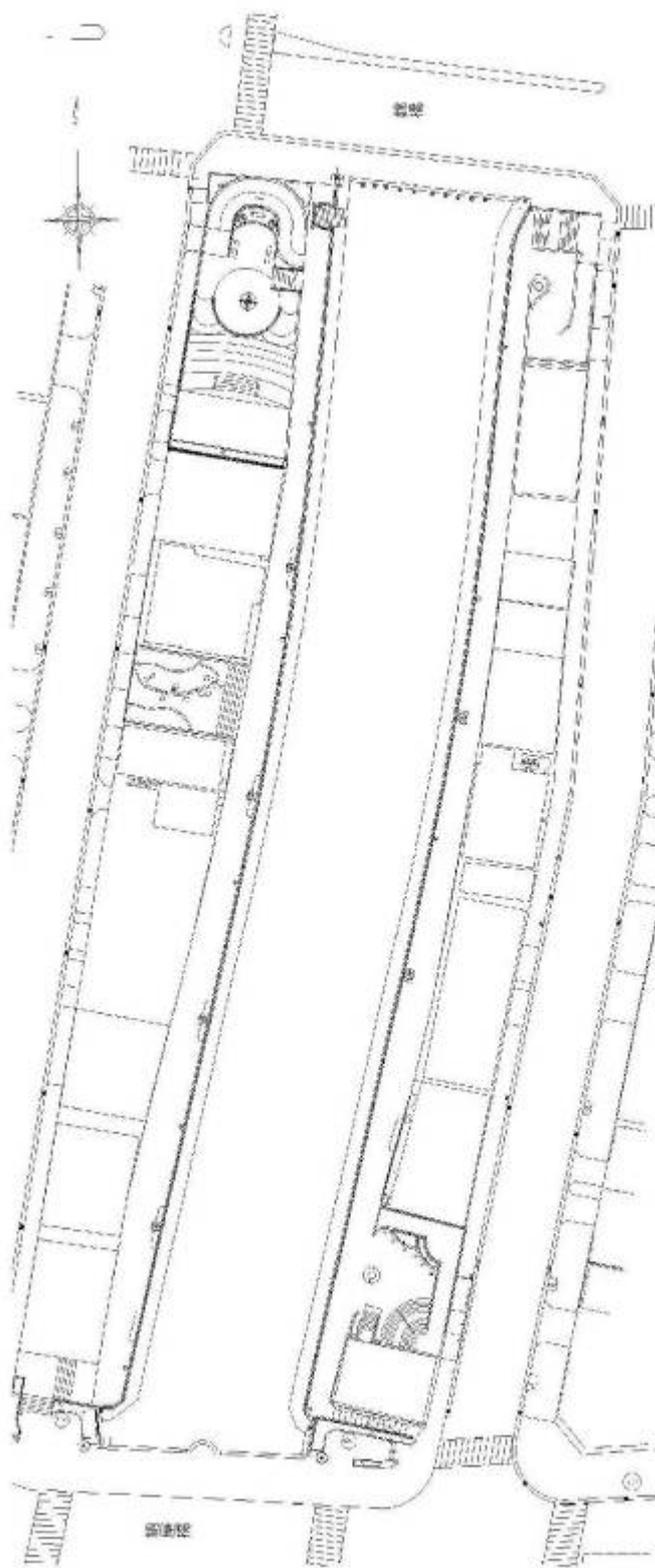
- ① 一般歩行者等の通行を妨げる行為
- ② 営利を目的とする行為
- ③ 物販、飲食物の提供行為のみを目的とする行為
- ④ 周辺住民や利用者等に迷惑をかけるような行為
- ⑤ 施設に損傷を与えると懸念される行為
- ⑥ 焚き火等の危険行為

遵守事項

- ① 施設や設備などを壊したり、なくさないようにしてください。(損害の賠償をしていただく場合があります。)
- ② 施設の利用にあたり、第三者との間で紛争が生じた場合は、主催者の責任において解決してください。
- ③ 拡声装置(アンプ・スピーカ等)を使用する場合は、適正な音量・音質とし、他の人に迷惑のかからないようにしてください。(関係法令を遵守してください。)
- ④ 来場者の整理(警備、整理、案内等)は、主催者側で行ってください。
- ⑤ 施設を汚さないようにしてください。汚れた場合は清掃してください。
- ⑥ 専用駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮いただくか、周辺で駐車場を手配してください。また、来場者へも周知をお願いします。
- ⑦ ゴミは主催者側で処理してください。
- ⑧ 施設の利用に伴い、周辺歩道等の通行に支障が予想される場合は、事前に警察署と相談してください。
- ⑨ 使用時間外は、設置した仮設物を撤去してください。
- ⑩ 必要な届出・申請等は、主催者側において責任を持って実施してください。

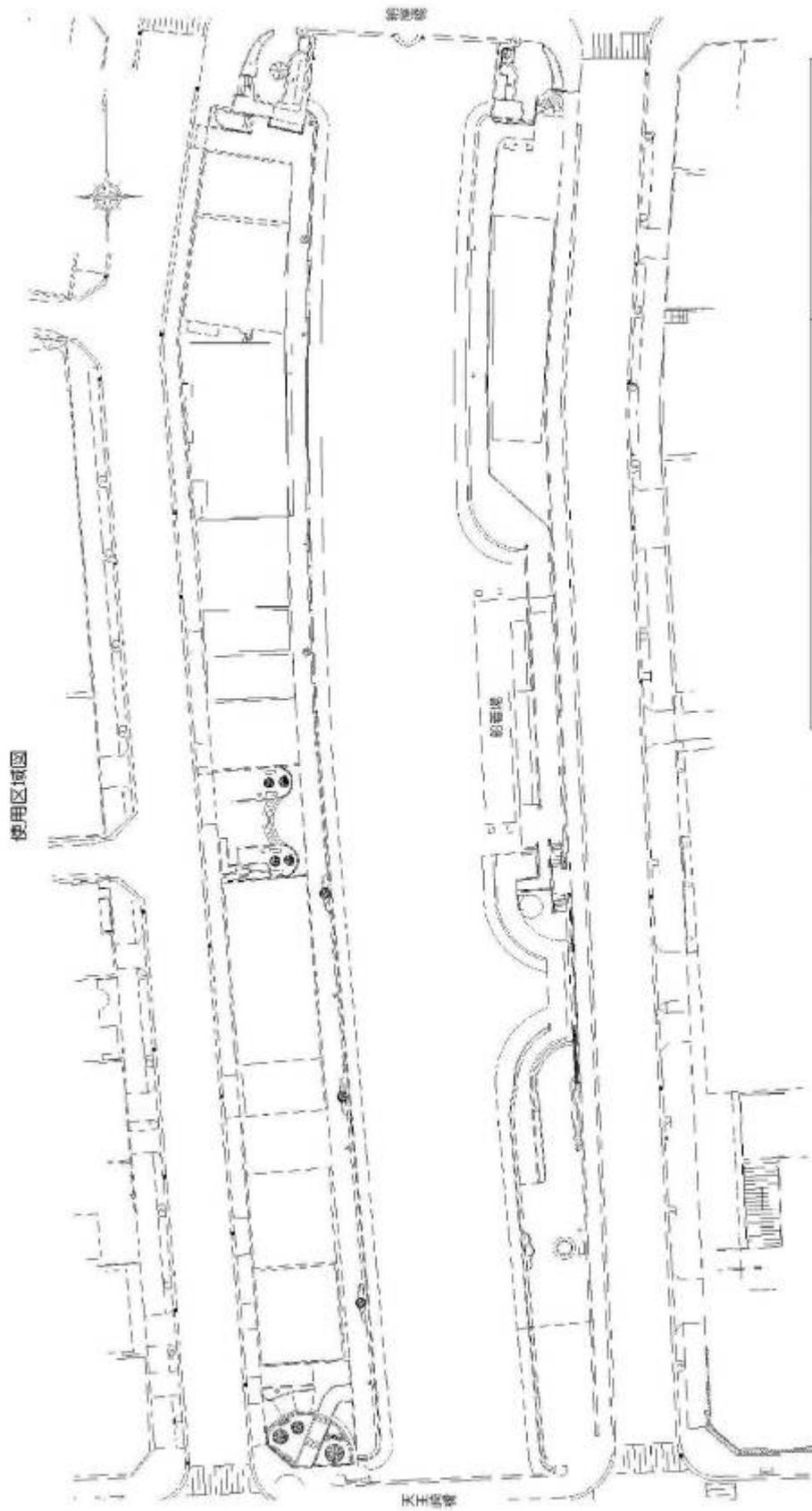
なお、上記事項を守っていただけない時は、中止していただくこともあります。

使用区域図



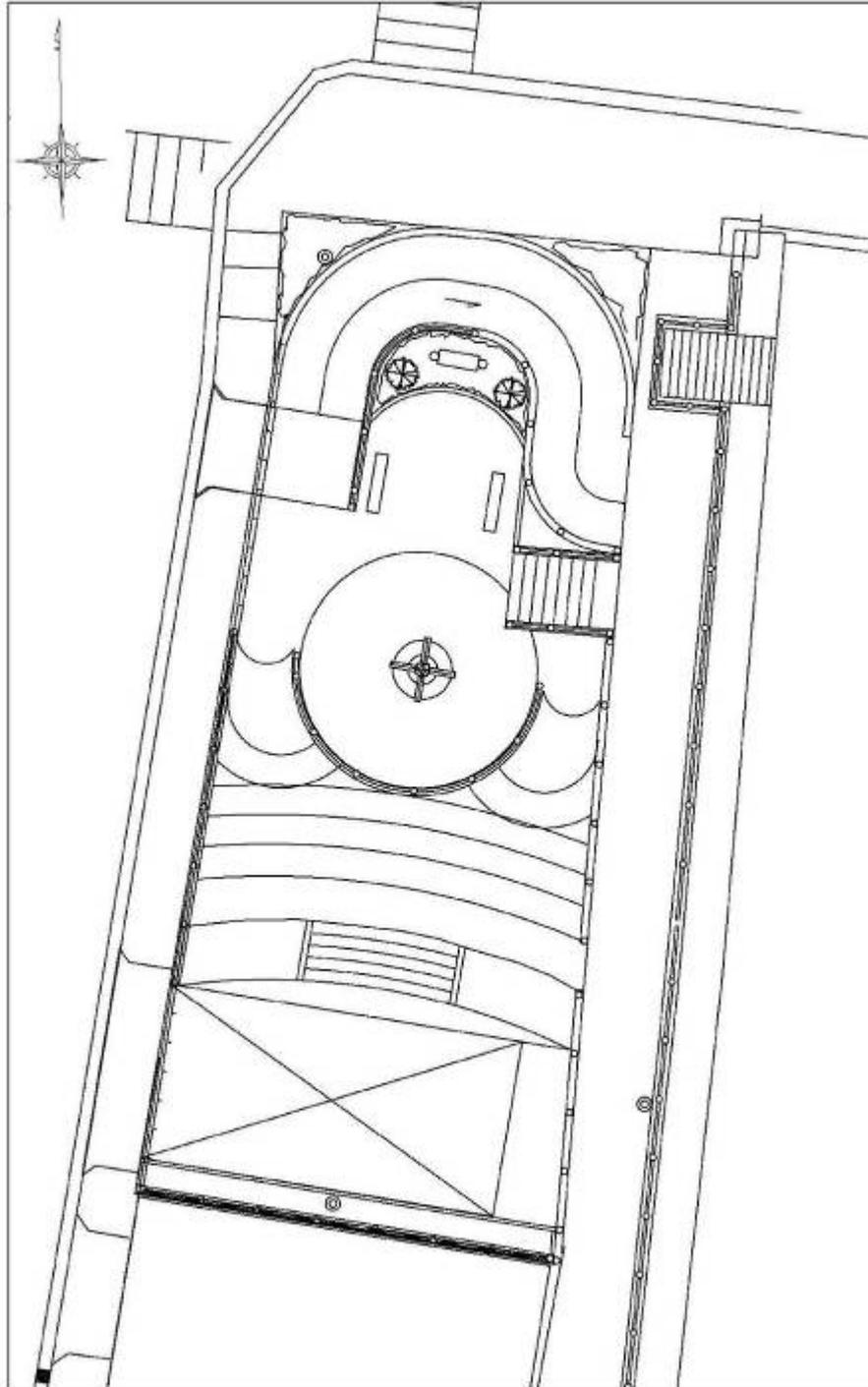
0 5m 10m 20m

みのりの広場 ・ シャムズカーテン ・ 緑橋下流左岸広場 遊歩道	使用通所 使用する広場名にのぞけてください。 また、使用範囲を範囲内に着色してください。 広場ごとに詳細配置を作成してください。
遊歩道 = m ²	備考 使用範囲を記入してください。 また、使用範囲を範囲内に着色してください。



使用箇所		備考
天王山機上・前右岸広場 - 納屋機かけ広場		使用する広場はここに定めてください。 また、使用範囲を別途図に明示してください。 必要に応じて詳細配置を作成してください。
遊歩道	=	使用範囲を記入してください。 また、使用範囲を別途図に明示してください。

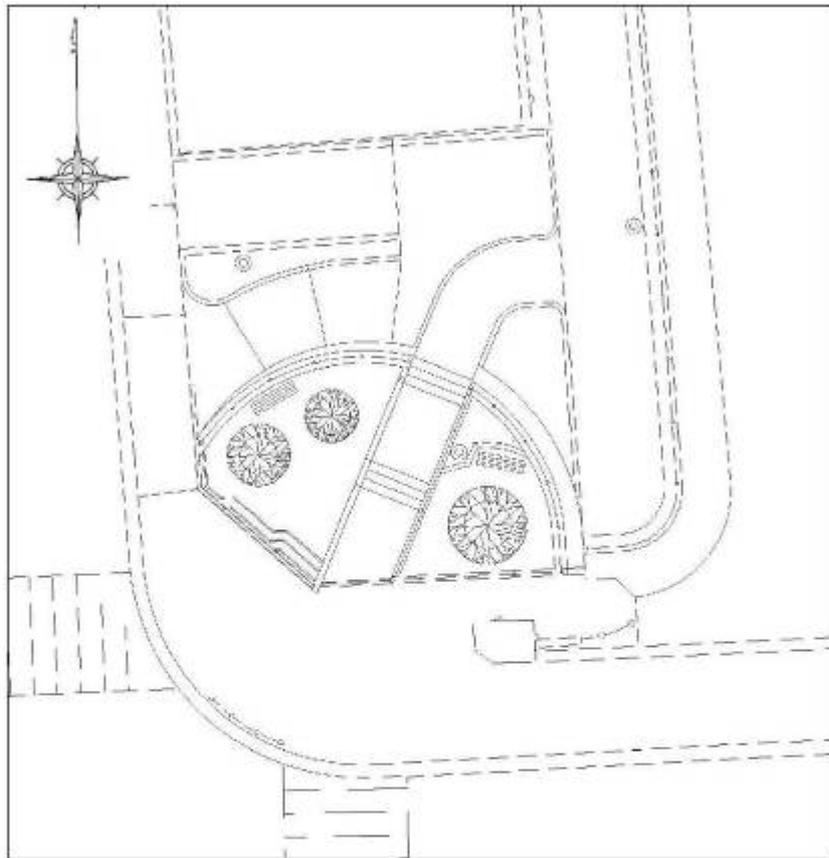
使用区域図（詳細配置図）



0 1.0m 3.0m 5.0m

みのりの広場
(縮尺 1:200)
9

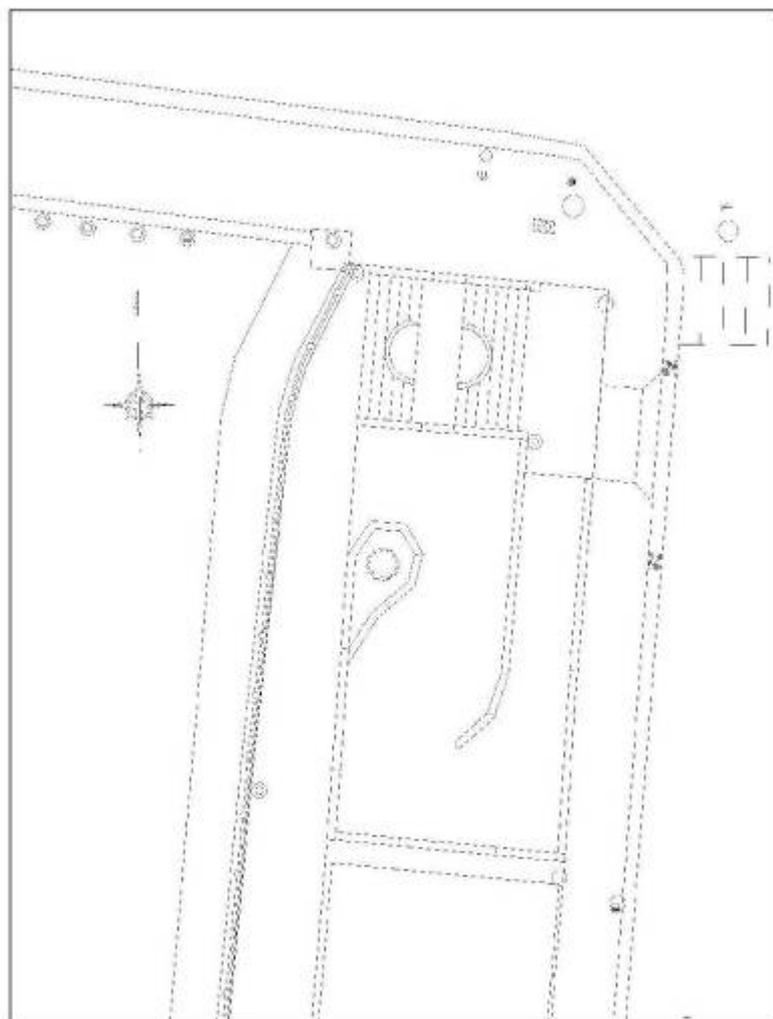
使用区域図（詳細配置図）



0 1.0m 3.0m 5.0m

天王崎橋上流右岸広場
(縮尺 1:200)

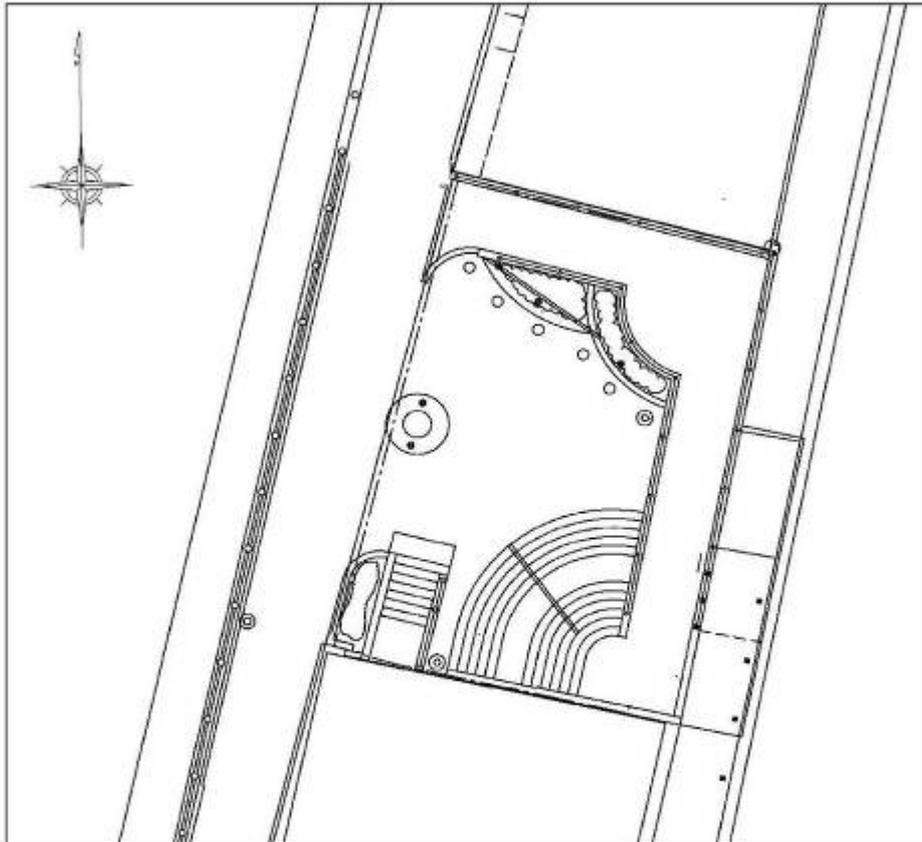
使用区域図（詳細配置図）



0 1.0m 3.0m 5.0m

錦橋下流左岸広場
(縮尺 1:200)

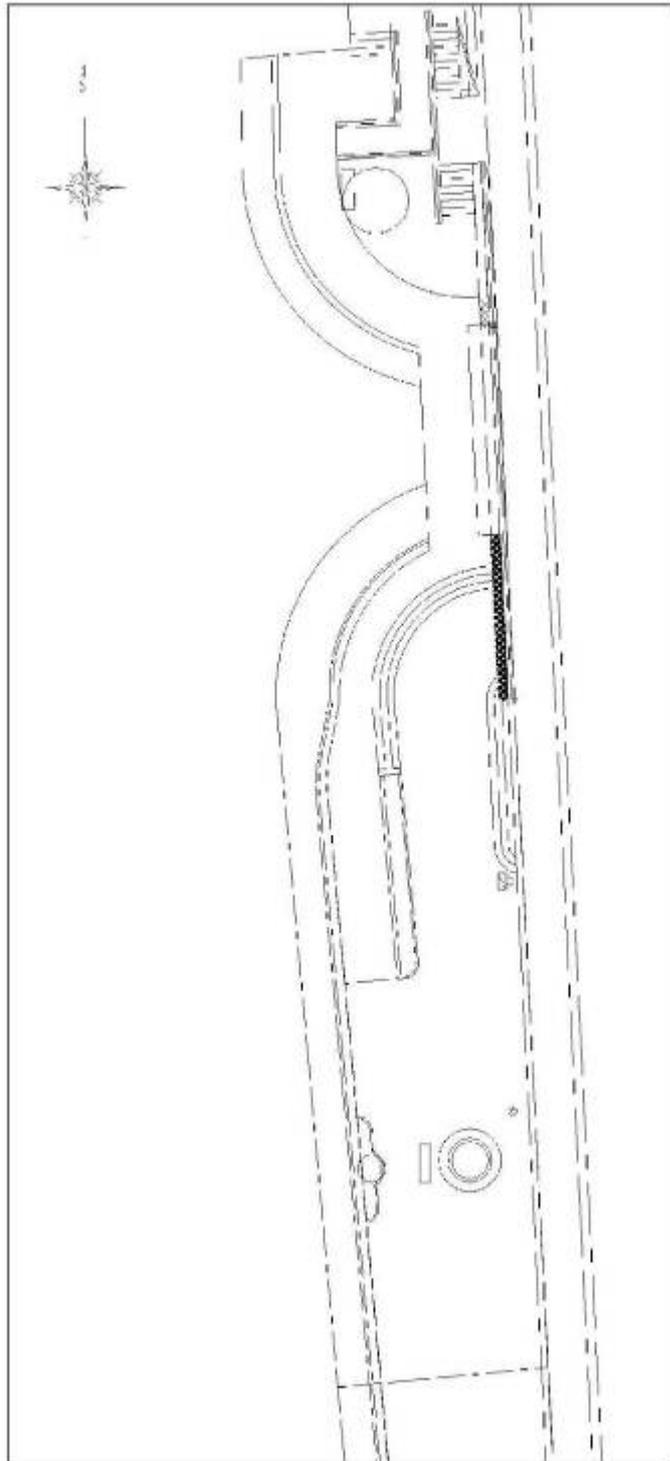
使用区域図（詳細配置図）



0 1.0m 3.0m 5.0m

シャムズガーデン
(縮尺 1:200)

使用区域図（詳細配置図）



0.10m 3.0m 0.50m

新築中の広場
(縮尺 1/200)

3) 堀川納屋橋の水辺でイベントをしませんか？リーフレット



堀川納屋橋地区イベント使用に伴う条件

使用するにあたり、下記事項を守ってください。

禁止事項

- ① 一般自動車等の通行を妨げる行為
- ② 賞罰を目的とする行為
- ③ 朝飯、飯食物の提供行為のみを目的とする行為
- ④ 周辺住民や利用客等に迷惑をかけるような行為
- ⑤ 施設に損傷を生じると懸念される行為
- ⑥ 禁煙喫煙の危険行為

遵守事項

- ① 施設が設備などを壊したり、なくさないようにしてください。(精神の賠償をしていただく場合があります。)
- ② 施設の利用にあたり、第三者との間で競争が生じた場合は、主催者の責任において解決してください。
- ③ 北戸装置（ランプ、スピーカー等）を使用する場合は、禁止広告等・若竹とし、他の人に迷惑のかからないようにしてください。(関係者を遵守してください。)
- ④ 未集金の整理（賞品、感状、案内等）は、主催者側で行ってください。
- ⑤ 施設を汚さないようにしてください。汚れた場合は清掃してください。
- ⑥ 専用駐車場がありませんので、車での来場はご遠慮いただくか、周辺で駐車場を手配してください。また、来場者へも案内をお願いします。
- ⑦ ゴミは主催者側で処理してください。
- ⑧ 施設の利用に伴い、周辺歩道等の通行に支障が予想される場合は、事前に警察署と相談してください。
- ⑨ 使用時間外は、設置した設備物を撤去してください。
- ⑩ 必要に応じて、主催者側において責任を持って実施してください。

なお、上記事項を守っていただけない場合は、中止していただくこともあります。

⑦使用料の用途について

民間事業者より徴収した使用料は、以下のとおり占用区域の維持管理もしくは良好な河川空間の保全、創出のための費用及び事務費に使用してきた。

表 使用料の収支について

	H17.3.19 ～H18.3.31	H18.4.1 ～H19.3.31	H19.4.1 ～H20.3.31	H20.4.1 ～H21.3.31	H21.4.1 ～H22.3.31
収入	233,584 円	194,696 円	214,200 円	295,288 円	159,608 円
	【内訳】 使用料 233,584	【内訳】 使用料 188,992 繰越金 5,704	【内訳】 使用料 214,200	【内訳】 使用料 295,288	【内訳】 使用料 159,608
支出	227,880 円	206,930 円	237,730 円	235,657 円	185,810 円
	【内訳】 保険料 27,380 印紙代 1,000 維持管理委託 199,500 (イルミネーション等)	【内訳】 保険料 16,930 印紙代 1,000 維持管理委託 189,000 (剪定、除草等)	【内訳】 保険料 16,930 印紙代 800 維持管理委託 220,000 (除草・落書き消し等)	【内訳】 保険料 15,850 印紙代 1,200 維持管理委託 217,427 (イルミネーション等)	【内訳】 保険料 15,850 印紙代 1,000 通信料 960 維持管理委託 168,000 (イルミネーション等)
収支	5,704 円	△12,234 円	△23,522 円	△59,631 円	△26,202 円

※ 赤字分は（財）名古屋市建設事業サービス財団の河川愛護事業費より補填。

⑧河川占用申請事務

1) 河川法抜粋：第24条（土地の占用の許可）、第26条（工作物の新築等の許可）、32条（流水占用料等の徴収等） （土地の占用の許可）

第二十四条

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。

（工作物の新築等の許可）

第二十六条

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も、同様とする。

2 高規格堤防特別区域内の土地においては、前項の規定にかかわらず、次に掲げる行為については、同項の許可を受けることを要しない。

一 基礎ぐいその他の高規格堤防の水の浸透に対する機能を減殺するおそれのないものとして政令で定める工作物の新築又は改築

二 前号の工作物並びに用排水路その他の通水施設及び池その他の貯水施設で漏水のおそれのあるもの以外の工作物の地上又は地表から政令で定める深さ以内の地下における新築又は改築

三 工作物の地上における除却又は工作物の地表から前号の政令で定める深さ以内の地下における除却で当該工作物が設けられていた土地を直ちに埋め戻すもの

3 河川管理者は、高規格堤防特別区域内の土地における工作物の新築、改築又は除却について第1項の許可の申請又は第95条の規定による協議があつた場合において、その申請又は協議に係る工作物の新築、改築又は除却が高規格堤防としての効用を確保する上で支障を及ぼすおそれのあるものでない限り、これを許可し、又はその協議を成立させなければならない。

4 第1項前段の規定は、樹林帯区域内の土地における工作物の新築、改築及び除却については、適用しない。ただし、当該工作物の新築又は改築が、隣接する河川管理施設（樹林帯を除く。）を保全するため特に必要であるとして河川管理者が指定した樹林帯区域（次項及び次条第3項において「特定樹林帯区域」という。）内の土地においてされるものであるときは、この限りでない。

5 河川管理者は、特定樹林帯区域を指定するときは、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

（流水占用料等の徴収等）

第三十二条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する河川について第二十三条から第二十五条までの許可を受けた者から、流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料(以下「流水占用料等」という。)を徴収することができる。

2 流水占用料等の額の基準及びその徴収に関して必要な事項は、政令で定める。

3 流水占用料等は、当該都道府県の収入とする。

4 国土交通大臣又は指定都市の長は、第二十三条から第二十五条までの許可をしたときは、速やかに、当該許可に係る事項を当該許可に係る河川の存する都道府県を統括する都道府県知事に通知しなければならない。当該許可について第七十五条の規定による処分をしたときも、同様とする。

2) 河川占用等の手続き

河川区域内での工作物の新築等、土地の占用の許可申請(河川法第24条・第26条)

河川敷地は、河川の流路を形成し、洪水の際には安全にこれを流下させ、洪水による被害を除却し、又は軽減させるためのものであり、また、公共用物として、河川環境に配慮しつつ、他の利用に支障のない範囲で一般公衆の多様な利用に供すべきものです。

特定の人がある一定の目的で川や河川敷地を独占的に使用しようとする場合には、その河川管理者の許可が必要です。

なお、すべての申請に対して許可ができるとは限りません。許可は、河川に水が流れる上で支障があるかどうか、また必要以上に大きなものでないかなど、申請内容をよくお聞きした上で、許可できるものについて出すことになります。申請する場合は、必ず事前に河川管理課までご相談ください。

※名古屋市ウェブサイト 下記参照

トップページ>暮らしの情報>届出と照明>申請書・届出ダウンロード>市街地・道路・建築・緑地・農地>河川占用許可申請

⑨愛知県流水占用料等徴収条例

(趣旨)

第一条 この条例は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号。以下「法」という。）第三十二条第一項及び第七十四条第五項の規定による流水占用料、土地占用料及び土石採取料その他の河川産出物採取料（以下「流水占用料等」という。）並びに延滞金の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(流水占用料等の徴収)

第二条 法第二十三条の許可を受けた者からは、別表第一流水占用料の額の欄に定める額に流水の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の流水占用料を徴収する。ただし、当該流水の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表流水占用料の額の欄に定める額に各年度における流水の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の合計額を徴収する。

2 法第二十四条の許可を受けた者からは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の土地占用料を徴収する。

一 土地の占用の期間が一月以上の場合 別表第二土地占用料の額の欄に定める額に土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）。ただし、当該土地の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表土地占用料の額の欄に定める額に各年度における土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の合計額とする。

二 土地の占用の期間が一月未満の場合 別表第二土地占用料の額の欄に定める額に土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）。ただし、当該土地の占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表土地占用料の額の欄に定める額に各年度における土地の占用の期間に相当する期間を同表単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の合計額とする。

3 法第二十五条の許可を受けた者からは、別表第三に定めるところに従って計算して得た額に一・〇五を乗じて得た額（その額が百円に満たないときは、百円）の土石採取料その他の河川産出物採取料を徴収する。

(流水占用料等の徴収方法)

第三条 流水占用料等は、法第二十三条から第二十五条までの許可をした流水若しくは土地の占有又は土石等の採取（以下「流水の占有等」という。）の期間に係る分を当該許可をした日（国土交通大臣又は名古屋市長の許可に係るものにあつては、法第三十二条第四項の規定により知事に通知のあった日）から一月以内に納入通知書により徴収する。ただし、流水又は土地の占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の流水占用料又は土地占用料は、毎年度、当該年度分

を四月三十日までに徴収する。

一部改正〔平成一二年条例六六号・一九年三一号〕

（流水占用料等の還付）

第四条 納付された流水占用料等は、還付しない。ただし、知事は、法第二十三条から第二十五条までの許可について、当該許可を受けた者の申請に基づき、又は法第七十五条第二項の規定による処分により、流水の占用等を行うことができる期間その他流水占用料等の額の算出の基礎となった事項に変更があったときは、その額を変更するものとし、納付された流水占用料等の額が当該変更後の額を超えるときは、その超える額の流水占用料等を還付する。

（流水占用料等の免除）

第五条 知事は、次に掲げる場合には、流水占用料等の全部又は一部を免除することができる。

- 一 国又は地方公共団体が公共のために流水の占用等を行うとき。
- 二 かんがい又は上水道のために流水の占用等を行うとき。
- 三 飲用のために流水の占用を行うとき。
- 四 河川法施行法（昭和三十九年法律第百六十八号）第十九条の規定により効力を有する河川法施行規程（明治二十九年勅令第二百三十六号）第九条の規定により許可を受けて土地の占用を行うとき。
- 五 その他知事が公益上特に必要と認めるとき。

（延滞金の徴収等）

第六条 流水占用料等を納期限までに納入しない者からは、延滞金を徴収するものとし、その額は、納期限の翌日からその流水占用料等の完納の日又は財産差押えの日の前日までの日数に応じ、納付すべき流水占用料等の額（千円未満の端数金額及び千円未満の金額は、切り捨てる。）に年十四・五パーセントの割合を乗じて計算して得た額とする。この場合において、流水占用料等の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の算出の基礎となる流水占用料等の額は、その納付のあった額を控除した額とする。

2 前項の延滞金に百円未満の端数の額があるとき、又はその額が百円未満であるときは、その端数金額又はその延滞金は、徴収しない。

3 知事は、災害その他特別の理由があると認めるときは、第一項の延滞金の全部又は一部を免除することができる。

附 則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 この条例の施行前にされた流水占用料等及び延滞金の徴収に係る処分、手続その他の行為は、この条例の相当する規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に法第二十四条の許可を受けて土地の占有をしている者のうち、平成九年四月一日前に当該許可を受け柱類を設けて土地の占有をしていた者が同日以後引き続き同一の柱類により当該土地の占有をし、この条例の施行の日以後も引き続き同一の柱類により当該土地の占有をする場合の当該柱類に係る平成十二年度以後の各年度の土地占用料の額は、第二条第二項第一号ただし書及び別表第二の規定により算出した当該柱類に係る平成十二年度以後の各年度の土地占用料の額が当該柱類に係る平成八年度の土地占用料の額（当該柱類に係る平成十二年度以後の各年

度の土地の占用の期間に相当する期間と当該柱類に係る平成八年度の土地の占用の期間が異なる場合にあっては、当該柱類に係る平成十二年度以後の各年度の土地の占用の期間に相当する期間を当該柱類に係る平成八年度の土地の占用の期間として、同年度において適用されていた土地占用料の徴収に関する事項を定める規則に定めるところにより算出した当該柱類に係る土地占用料の額)に平成八年四月一日から平成十二年度以後の各年度の四月一日までに経過した年数を指数とする一・一のべき乗を乗じて得た額(以下「調整土地占用料額」という。)を超える場合については、調整土地占用料額とする。

附 則(平成十二年十二月二十二日条例第六十六号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成十九年三月二十三日条例第三十一号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、別表第一備考第二号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十一年十二月十八日条例第六十八号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

別表第一(第二条関係)

流水の占用の区分		単位	流水占用料の額
			(単位円)
発電の用に供する場合	揚水式発電所以外の発電所	一 1 昭和四十年十月一日以降に発電(設備の点検のためにするものを除く。以下同じ。)を開始した発電所	一年につき 次の式により算出した額 $1,976 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 436 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$
		2 昭和四十年九月三十日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四十年十月一日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所(増設以後の理論水力についてこの項の下欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力についてこの項の下欄に掲げる式により算出した額に満たないものを除く。)	
		二 一の項に掲げる発電所以外の発電所	一年につき 次の式により算出した額 $1,976 \text{ 円} \times \text{常時理論水力} + 988 \text{ 円} \times (\text{最大理論水力} - \text{常時理論水力})$

揚水式発電所	三	1 昭和四十八年四月一日以降に発電を開始した発電所	一年につき	次の式により算出した額
		2 昭和四十八年三月三十一日以前に発電を開始した後に設備の増設をし、昭和四十八年四月一日以降に当該増設に係る設備又はその部分を使用して行う発電を開始した発電所（次に掲げるものを除く。）		{1,976円×常時理論水力+436円×(最大理論水力-常時理論水力)} ×補正係数 a
		イ 昭和四十年九月三十日以前において発電を開始した発電所で増設以後の理論水力についてこの項の下欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について五の項の下欄に掲げる式により算出した額に満たないもの		
		ロ 昭和四十年十月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間において発電を開始した発電所で、増設以後の理論水力についてこの項の下欄に掲げる式により算出した額が、増設前の理論水力について四の項の下欄に掲げる式により算出した額に満たないもの		
	四	昭和四十年十月一日から昭和四十八年三月三十一日までの間において発電を開始した発電所（三の項2に掲げるものを除く。）	一年につき	次の式により算出した額
	五 三の項及び四の項に掲げる発電所以外の発電所	一年につき	次の式により算出した額	
				{1,976円×常時理論水力+988円×(最大理論水力-常時理論水力)} ×補正係数 b

鉱工業の用に供する場合	毎秒一立方メートル一年につき	四、一四七、〇〇〇
水車の用に供する場合	毎秒一立方メートル一年につき	一、三八六、〇〇〇
その他の場合	毎秒一立方メートル一年につき	一三七、〇〇〇

備考

- 一 常時理論水力及び最大理論水力の単位は、キロワットとし、一キロワット未満の端数は、切り捨てる。
- 二 補正係数 a 及び補正係数 b は、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第十八条第一項第三号の規定による定めにより算定した数とする。
- 三 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、その期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、その期間又は端数を一月とみなして計算する。

一部改正〔平成一九年条例三一号〕

別表第二（第二条関係）

土地の占用の区分		単位	土地占用料の額（単位円）		
			名古屋市 の区域	名古屋市以外 の区域	町及び村の区域
耕地の用に供する場合		占用面積一平方メートル一年につき	一八	一八	一八
柱類を設ける場合	第一種電柱	一本一年につき	一、一〇〇	八四〇	八二〇
	第二種電柱	一本一年につき	一、六〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇
	第三種電柱	一本一年につき	二、二〇〇	一、七〇〇	一、七〇〇
	第一種電話柱	一本一年につき	九五〇	七五〇	七三〇
	第二種電話柱	一本一年につき	一、五〇〇	一、二〇〇	一、二〇〇
	第三種電話柱	一本一年につき	二、一〇〇	一、七〇〇	一、六〇〇
	その他の柱類	一本一年につき	九五	七五	七三
塔類を設ける場合		占用面積一平方メートル一年につき	二六〇	一八五	一七五
ゴルフ場の用に供する場合		占用面積一平方メ	八五	八五	八五

	一トル一年につき			
宅地の用に供する場合	占用面積一平方メートル一年につき	三二〇	一八〇	九四
その他の場合（発電の用に供する場合を除く。）	占用面積一平方メートル一年につき	四六〇	二五〇	一四〇

備考

- 一 柱類を設ける場合における第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 二 柱類を設ける場合における第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。
- 三 占用面積が一平方メートル未満であるとき、又は占用面積に一平方メートル未満の端数があるときは、占用面積又は端数を一平方メートルとみなして計算する。
- 四 占用の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは、月割をもって計算し、なお、その期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは、その期間又は端数を一月とみなして計算する。

一部改正〔平成二一年条例六八号〕

別表第三（第二条関係）

採取物の種類	単位	土石採取料その他の河川産出物採取料の額 (単位円)
土砂	一立方メートルにつき	二〇〇
砂利	一立方メートルにつき	二〇〇
れき（栗石を含む。）	一立方メートルにつき	二〇〇
丸石及び岩石	二十キログラム以上四十キログラム未満のもの一個につき	二九
	四十キログラム以上八十キログラム未満のもの一個につき	七四
	八十キログラム以上百二十キログラム未満のもの一個	一四〇

	につき	
	百二十キログラム以上二百キログラム未満のもの一個につき	一七〇
	二百キログラム以上のもの一個につき	二九〇
	鑑賞用のものその他特殊なもの一個につき	知事はその都度産出地付近の類似物件の売買価格を標準として定める額
その他の河川産出物		知事はその都度産出地付近の類似物件の売買価格を標準として定める額

備考 採取の量が一立方メートル未満であるとき、又はその量に一立方メートル未満の端数があるときは、その量又は端数を一立方メートルとみなして計算する。